第11回 100条調査特別委員会											
日 時	令和5年1月23日(月)									3 0 分	
								午後	3 時	1 1分	閉会
出席委員	委員長	Ŧ	予 尾	廣	樹		副委員長	帰	山	明朗	
	菅原	義	信								
	木 村	愛	子								
	奥村	義	則								
	江端	_	高								
	林下	豊	彦								
欠席委員	_										
オブザーバー	議長	石	Ш	修							
	副議長	佐々	木 -	-弥							
証人	奥村	充	司								
	佐々木	_	郎								
	福原	敏	弘								
弁 護 士	井花	正	伸								
事務局職員	議会	事 務 /	司 長	九	島		隆				
	議会事	務局	次長	熊	野	正	章				
	議会事	務局	参事	高	橋	藤	憲				
	議会事系	务局次县 	長補佐	宮	澤	泰	徳				

開会 午前9時30分

○委員長(丹尾廣樹君) おはようございます。ただいまから第11回100条調査特別委員会 を開会いたしたいと思います。

開会に当たり、一言ということでございますけれども、今日は皆さん、3人の喚問を 予定しておりまして、すごくスケジュール的にタイトであります。皆さんの御協力を得 なければ、なかなかできないということを思っております。どうか、非常に最後にはば ばっとなってきますので、力を入れて行っていただきたいなと、このように思います。 よろしくお願いいたします。

さて、本日も報道機関および一般の方から傍聴の申出があります。鯖江市議会委員会 条例第19条第1項の規定に基づき、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) 御異議なしとのことで、入室を許可することといたします。

なお、委員外議員につきましては、鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づ き入室は認められております。

では、傍聴人の入室をお願いいたします。

(報道機関、傍聴人入室)

○委員長(丹尾廣樹君) それでは、まず証人喚問前の事前協議を行います。

100条調査特別委員会開催時の報道機関による撮影および録音につきましては、委員会の判断に委ねられており、今回も報道機関から事前にカメラ撮影および録音の申出がありました。

報道機関による録音につきましては、秘密会とする場合を除いて録音可としておりますので、報道機関によるカメラ撮影につきましての可否を決議してまいりたいと考えておりますが、本日は証人喚問がございます。この証人喚問につきましては、証人が証言をしやすい環境づくりに努める必要がございますので、証人の意見を聞いた上で、可とするか不可とするかを判断してまいります。本日、第1人目の証人であります奥村充司氏に対し、事前に確認いたしましたところ、報道機関によるカメラ等の撮影につきましては問題ありませんとの回答をいただいております。

それでは、採決いたします。

報道機関によるカメラ撮影につきましては、可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(举 手 全 員)

○委員長(丹尾廣樹君) 挙手全員であります。

よって、報道機関によるカメラ撮影につきましては、可とすることに決しました。 なお、傍聴人に申し上げます。

鯖江市議会傍聴規則に基づき、傍聴人は撮影および録音などは禁止となっております ので、よろしくお願いいたします。

また、同規則に基づき、傍聴人は私語を慎み、会議の妨害となるような行為は固く禁

じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで、証人喚問の進め方について申し上げます。

まず、私のほうから主尋問を行います。その後、各委員から関連尋問を行います。尋問時間につきましては1時間程度とさせていただき、各委員からの関連尋問は端的に行っていただきたいと思います。

それでは、証人入室のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前9時34分 再開 午前9時36分 ○証人(奥村充司君)入室

○委員長(丹尾廣樹君) 再開いたします。

奥村充司氏におかれましては、本日はお忙しいところ御出席をいただき、誠にありが とうございます。本委員会の調査のため御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことができませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。

証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族に関係があり、またはあった者、証人の後見人、または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または、名誉を害する事項に関するとき。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項についての尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、申出をお願いいたします。

もし、これらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合は、宣誓をさせなければならないことになっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことができません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処 せられることになっております。

以上のことを御承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。 傍聴人および報道関係者も含め、全員御起立をお願いいたします。 それでは、証人は宣誓の朗読をお願いします。

(全員起立)

- **○証人(奥村充司君)** 宣誓書、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和5年1月23日。奥村充司。
- ○委員長(丹尾廣樹君) それでは、証人は宣誓書に署名をお願いいたします。○証人(奥村充司君)宣誓書に署名
- ○委員長(丹尾廣樹君) それでは、皆さんお座りください。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求める範囲を超えないこと、 発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなさるようにお願いいたします。

なお、証言の際は、着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から御 発言をいただき、また、ゆっくりと端的にお願いいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いい ただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に対し十分に配慮されるよう御注意いただくとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより、奥村充司氏から証言を求めます。

最初に私、委員長から主要な事項をお尋ねし、次に各委員から関連事項についての御 発言をお願いすることといたします。

では初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは奥村充司さんですか。

- 〇証人(奥村充司君) はい。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいております確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。
- 〇証人(奥村充司君) はい。
- ○委員長(丹尾廣樹君) それでは、私からあらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いいたしますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させてもらいます。奥村充司氏は、真実を率直に述べていただければ結構です。知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構です。

それでは、まず最初に、証人の職業および専門はなんですか。

- **○証人(奥村充司君)** 福井工業高等専門学校環境都市工学科の准教授です。専門は、上下水道および環境工学でございます。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** この事業に、どういう立場で関わられましたか。
- ○証人(奥村充司君) 専門である環境衛生工学の分野の中の廃棄物処理――処分ですね、

これを福井高専では学生に教授しております。

各市町あるいは県のそういった環境に関する様々な審議会に参加しておりまして、そういった立場から、鯖江市様と越前町様の新ごみ処理施設建設に当たって、専門的な立場から委員長を仰せつかりました。

○委員長(丹尾廣樹君) 新ごみ焼却施設等整備・運営事業の経過につきましては、令和元年9月に、ごみ焼却施設等整備基本構想を、また、令和3年3月には、新ごみ焼却施設等整備基本計画を策定しました。また、令和3年5月には、学識経験者を含めた委員で構成される新ごみ焼却施設等整備・運営事業者選定委員会を設置、入札価格に加えて、事業者提案による価格要素を含め、総合的に評価した総合評価一般競争入札により事業者を選定しました。そして、その事業者選定委員会による審査結果を踏まえ、令和4年6月20日に落札者を決定し、同年6月30日に基本協定、また、同年8月15日には仮契約を締結、そして、同年8月25日に鯖江広域衛生施設組合議会にて、建設工事請負契約に係る本契約について、同組合の議決を経て締結したのでございます。

証人には、基本構想策定委員会から基本計画検討委員会、最後には選定委員会まで各委員長として引っ張っていただいたわけでございますが、特に選定委員会において御意見をされた場面はあったのか、また、どんな内容のときに意見を出されたのでしょうか、お聞きしたいと思います。

〇証人(奥村充司君) 最後の選定委員会ということでよろしいでしょうか。

今、委員長から、3つの委員会で私が委員長を務めさせていただいたということを御 説明いただきました。

選定委員会においては、まず2つ、1つは評価をする場合に、入札の金額、価格、そ れから、もう一方で非価格、この2つの項目について審査をして、合算して、それで、 得点として判定をするというやり方でございます。まず、その比率について、非価格と 価格を6対4に決定するという作業に関わらせていただきました。こういったやり方は、 PPPといいまして、パブリックとプライベート・パートナーシップという新しい方式 でございまして、これまでは公設・公営でこういった廃棄物処理施設というものを建設 してまいったわけですけれども、それを民間の力、活力を使って整備していくというや り方でございます。これによって、建設、運営管理を一貫して受注するというDBO方 式というものが検討されました。その際に、VFM--バリュー・フォー・マネーとい う、どれだけ、じゃあ、公設・公営でやるよりも経費が削減できるかというふうな指標 がございまして、こちらの施設の場合は4.6%削減可能というふうなことで、そういった 調査をした上で、私が述べた意見としては、一つ大事な点としては、市民の方にとって 非常に重要な施設でございますので、ごみをまず削減するという、減量化するというこ とに対して意見を述べました。それから、これからはこういったエネルギーと環境、こ ういったものを一括して、やはり、次の世代、あるいは市民の方にいろいろ学んでいた だくということで、環境学習というふうなことを、立場上、それを実現していただくこ とをお願いしておりました。

あとは、公害防止対策とか、そういったものについては、技術的にも我が国の技術は 非常に進んでおりますので、その辺りは当然、その周辺住民の方の健康等に配慮して、 より厳しい基準で、そういった施設を運営していただくようにというふうなこともお願 いしておりました。大体その大きく3つ、お願いしていたことです。

○委員長(丹尾廣樹君) ありがとうございました。

また、組合事務局の出してきた書類に首をかしげるようなことはなかったのでしょうかということもお聞きしたいと思います。

まず、建設事業費についてちょっとお尋ねしたいと思います。基本構想策定委員会では112億円というような金額が出ておりましたが、令和3年2月12日の組合議会の管理者説明では、基本構想で策定した金額を大幅に上回る最大182億円の試算が出てございました。これは組合が、基本構想で提示した諸条件を前提にアンケートに応募されたプラントメーカー2社がそれぞれ積算した資料を基に提出したものだというような説明があったわけですが、その後、同年3月の基本計画策定時には132億7,000万円になりました。最終落札額は150億9,200万円になったわけでございます。このような積算状況について、どのように思われましたか。

- ○証人(奥村充司君) 金額については、まず、組合のほうで最初に算定された額の算出方法と、それぞれの、受注する側の企業が算定される方法、あるいはコンサルがついておりまして、それがそれぞれの自治体のこういった施設の新しい情報、こういったものから得られる推定金額、そういったものがやはりそれぞれ大きくぶれるというふうなことはございました。時間の経過とともに、やはり当然、資材等の高騰ということも考えられますし、少し前ですと、東日本大震災によって、やはりそういう資材の調達、これがなかなか難しい、あるいは、この北陸新幹線の事業整備に伴って、やはり、例えば生コンのそういった資材の調達がやはり難しいというふうなことも、それぞれその時期時期によってぶれるというふうなことがあるかというふうな形で、一応そういうふうに受け止めておりました。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** それでは、基本計画検討委員会では、神鋼環境ソリューション もプレゼンに参加していたと思います。

特に、エネルギー回収の実績や建設費の積極的なコストダウンなど、プレゼン内容についての評価はどのようなものであったのかお聞きしたいと思います。

〇証人(奥村充司君) 2社、プレゼンをいただきました。

コロナ禍でございましたので、1社はリモートで、今お名前が挙がりました神鋼環境 さんのほうは、実際に技術者の方を含めて七、八名でしたか、おいでになって、説明を していただいたという経緯がございます。その中で当時、委員を務めていただいておら れた方々の御意見も非常に好印象といいますか、高い評価を受けておられたように思い ます。

以上です。

○委員長(丹尾廣樹君) 神鋼環境ソリューションのプレゼンから見て、当然、入札に参

加するとは思われましたでしょうか。

- 〇証人(奥村充司君) はい、思いました。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 委員会において、要求水準書は何に重きを置いて検討、作成されたのか、お聞きしたいと思います。
- ○証人(奥村充司君) ちょっと今、時間経緯は飛ぶんですけども、要求水準書に関しては当然、環境省が作っているベースになるようなマニュアルがございまして、その中で、それぞれの施設の求められる水準というのは、基本的には、組合のほうで、括弧の中に数値を入れるというケースがあるんですが、今回のこの入札方式は、要するに参加する側の、技術提案という部分を含んでおりますので、その数値においては、多くは記入されていない状態で、そちらの提案される数値というものを非常に重要視するというふうなやり方で作成をされております。

以上です。

○委員長(丹尾廣樹君) 私としては、入札というのは2社以上参加してほしかったなというのが前提でこういう聞き方をするわけですけども、入札には2社以上の参加が完了可能となるように配慮した要求水準を作成していたかどうかということについて、お聞きしたいと思います。

また、委員会では、どのような議論がなされていたのかということも併せてお聞きしたいと思います。

○証人(奥村充司君) 基本構想の段階では、まず処理方法、どういった処理方法を用いるかということで、こちらで扱われますごみの量と質、これらを調査して、それに見合ったというか、それを処理するのに適した処理方法ということが検討されまして、1つがストーカ方式という火格子ですね。それから、もう一つが、今回採用となった流動床方式という2つが検討されました。

最終的に、メーカー等にアンケートを取りますと、御市町のごみの質では、流動床方式のほうが適しているという結論に至りました。実際に、現在周辺の同様に新しいごみ処理施設を建設する自治体等においては、主にストーカ方式が採用されているという状況になっておりました。それぞれのメーカーもそちらのほうに力を入れているようでした。実際に最近の受注でいうと、大体9対1というふうな割合で、ストーカ方式のほうが多い状況という中で、こちらでは流動床方式を用いるというふうな結論に至りました。

したがって、そのメーカーが7社とも8社ともいいますが、その中で流動床でやろうというのは、今回受注した業者と、今、お話のありました神鋼環境さんですか、その2社が流動床でやるというふうなことで、お手を挙げていただいておりました。

以上です。

○委員長(丹尾廣樹君) 焼却炉の熱の再利用ということ。国の絶対的方針ということで位置づけられておられると思いますけども、発電能力に対する評価をもっと重要視すべきではなかったのかと私は個人的に思いますけど、この分野について、要求水準書での評価に変更が見られませんけれども、どのような議論があったのか、教えていただきた

いと思います。

○証人(奥村充司君) 当然、廃棄物を燃やすという、燃焼するという施設でございますので、熱が出ます。その熱をいかに有効に利用するかということで、現施設におかれましても、温水として余熱を利用するという施設が造られて、それを利用されておったと思うんですが、今回、この発電をする、要するにボイラーでタービンを回して発電をするという、それがいかに効率よく発電できるかということが非常に重要です。ただ、今回の評価の対象としては、やはり売電量ですね。これが文言としては取り上げられておるんですけども、売電をするということは、当然電力をたくさん生み出す必要があるということで、それは効率のいい一つはボイラー、タービンですね。それからそれに見合ったごみの質、安定的なごみ質の供給ということで、それぞれのメーカーさんはいろいろ工夫をされておるんですけども、そこに直接的にどういった形で効率よく電気を生み出すかということについては、プレゼンテーションで御説明をいただければ、それを評価するというふうな形になっておりましたので、具体的な文言としては上がっておりませんでしたけれども、売電というふうなところでそれを評価するという予定でございました。

以上です。

○委員長(丹尾廣樹君) 次に、令和3年の10月18日に入札公告がありました。その間際 に、入札公告資料の中で、組合側が意図して変えたと思える2か所の修正箇所について お尋ねしたいと思います。

まず1点目としては、落札者決定基準が、9月21日の第3回新ごみ焼却施設等整備・運営事業者選定委員会の最終段階で修正されております。大項目のその他を社会貢献、地域貢献へ名称を変更し、地元貢献に対する配分点の増加、ならびに地元貢献金額の定量化評価のため、審査項目ナンバー16番、地元貢献金額のみ開札後に行うとされております。これは、誰の発議から修正されてきたのか御存じでしょうか。

○証人(奥村充司君) 今、委員長から御説明あった件については、これは発議というよりも組合のほうでそういうふうにしたいというふうなことで私のほうへ説明に来られました。その期日は10月14日でございました。9月21日の第3回の委員会で、突然といいますか、その地域貢献の部分を6点というふうな形で定性的に評価をすると。

基本的には、非価格評価、いわゆる技術的な評価は、定性的な評価でございまして、 それぞれの委員が、ある意味主観といいますか、それで決めるんですが、極端に点数が ぶれるということがないように、その委員会の中では調整をするというふうなことが一 般的に行われております。

9月21日に突然、環境学習の部分4点を2点にすると。それから地域貢献の部分が6点だったものを3点と5点、8点ですね、その分を2点回すということで、そのうちの5点を地域貢献——そのときは金額ではなかったように思うんですが、重きを置くというふうな方針転換が、その場で説明をされました。その9月21日以降に作業をされまして、実は委員会ではやはり、なぜそういう形で点数を増やすのかという議論はあまりさ

れませんでした、実際には。5点になるという重きを置く以上、どういった形で委員が 評価をすればいいかということについて、もう少し具体的に評価の仕方等を組合のほう から説明してほしいという御意見は出ました。

そこから3週間ですか、21日から10月14日ですから、そのとき私の学校のほうへ説明に来られまして、結構、委員長一任ということで、しかもぎりぎり直前に、18日の公告の直前に来られまして、変更点が非常に多かったということを覚えております。その変更の内容は、当然、軽微な文言の修正もございましたが、今、委員長からお話のあった部分は非常に重要な部分でして、委員長一任とはいえ、当初、そういった金額で算定するというふうなことは、9月21日の段階では述べられていなくて、14日になってそういった算定式を出されてこられたのを覚えております。

以上です。

○委員長(丹尾廣樹君) そうしますと、私もこの定量化評価というのが、金額の定量化評価、開札後に行うということは、最初の前提の6対4という比率がありましたね、価格要素と非価格要素。これが、非価格要素の地元貢献とかいう部分が、あとの5点が40点部分、価格評価のほうに移ってしまって、実質は45対55の比率になりますね。だから、僕もちょっと疑問に思いました。

そしたら次に、ちょっと2点目をお願いしたいと思います。

入札説明書が、やはり第3回のこの委員会後に、最終段階で修正されています。9月22日から10月4日の間というようなことで思いますけれども、具体的には入札参加者の構成の中で、地元企業で建築JVを組成するとありまして、地元企業の位置づけを本社、本店以外に営業所でもオーケー―営業所というのは鯖江市の最終競争入札の参加資格者名簿に登録されている者の営業所ということで、今まで書いてあった入札説明書が拡大されていました。これの件についてですけれども、証人は地元企業の位置づけを営業所まで拡大されたことについての報告を受けておられたんでしょうか。

- **〇証人(奥村充司君)** 受けておりません。
- ○委員長(丹尾廣樹君) それでは、これ先ほど証人のほうから申出があったと思うんですけれども、9月21日の委員会後の入札資料の修正については、委員長の一任をもって承認することとありますけれども、この部分では、そうしたら、そういうような後というか、事後でもこういうことをやりますよというような何か報告は受けておられましたでしょうか。あったとしたらいつ頃、どんな形であったのか。
- ○証人(奥村充司君) 落札者選定の基準の中の、先ほど5点になったという部分については、そういう算定式でやるということは了解はしておりました。ただ、例えば、その入札に関わる構成企業ですか、その中で、修正されたという箇所についての説明は、10月14日にはいただいておりませんで、今回こういった事案になった段階でチェックしたところ、実は、8月10日にその実施方針というのを公開しております。その中に、同じ文章、同じ文言、当然ございますが、それと明らかに異なっているということを私、確認いたしました。

以上です。

○委員長(丹尾廣樹君) それの内容について、報告メールとかいろんなことで証人との間で、組合と報告がいろいろ行き来なされているとは思うんですけれども、そういったことで何か、そういうものにつき、事実を証明するような関係資料がございましたら、後日で結構ですから、また提出をお願いしたいと思います。

それでは、これらの広告内容の修正ですね、1点、2点の修正で、経営事項審査レベル、経審というのがありますけれども、これの1,200点以上の市外に本社がある建設会社が、いわゆる地元企業となれ、建築JVに参加できることになりました。これは、今回落札した企業側にとっては、入札体制強化に非常に有効なポイントになったと思いますけれど、証人はこの結果についてどう考えられますか。

○証人(奥村充司君) 先ほど委員長の御指摘があったように、価格評価と非価格評価ですか、これの実際の割合が55対45、60対40からなったというふうな御指摘を受けまして、私もそういうふうに今、思っております。最後の5点というのは、非常に大きな意味を持っておりまして、その地元貢献金額、例えば極端な話、片一方がゼロで、片一方が1円だったとします。そうすると、その式でいきますと、1円のほうが5点で、ゼロ円のほうが0点になります。その5点というのは、ほかのところの非価格評価においてもですね、非常に意味合いが重くなります。これは実際に、他の市町のオープンになっているデータでございますけれども、その非価格・技術点評価は、実際には3点ぐらい開くケースがございます。

今回、その5点というのが、そういうふうに大きな意味を持っている一つの要因は、例えば、片一方が非常に額が低くて、もう片一方が、それよりも大きいときは、大きくそこで点数が有利になるということです。実際に、その9月21日のときの会議で、我々が評価する1点がどれくらいの金額、重きを持つのかということを、これは組合のほうでコンサルを通して試算をしていただいておりまして、1点が約7億円だということが報告されております。これは文章としても残っております。

最後の地元貢献金額はどうかといいますと、例えば、片一方が、その全受注額の半分、例えば100億円としましょう。それに対して、例えば20億円増えたとしても、1対1.2という割合ですので、そんなに問題にはならないんですが、片一方の金額が非常に低い場合に、その金額が、例えば7億円上げても、10億円、20億円上げても不利にならないということなんです。極端な話を言いますと、地元貢献金額を増やせば増やすほど、逆に非価格評価までよくなってしまう。要するに、高くて、実際の、先ほど委員長がおっしゃった45の部分の評価は低いのに落札してしまうという非常にリスクがあったという、これは、その式の持っている意味は、当時私としては理解できておりませんでした。要するに、地元貢献金額がどれだけの額になるかということについては、当然、明らかにはなっておりませんし、その細かいシミュレーション、それをされて、それが組合のほうから提示されたかということに対しては、私はそこを聞くことを忘れました。それを確認しておればよかったんですが、それをどれだけ地元に金額を発注されるかというこ

とについても、いまだ不明な時点でございますので、先ほど言った7億円との比率が、 この比というものの割合でやるというところで非常にリスクがあったというふうに今は 認識しております。

以上です。

○委員長(丹尾廣樹君) ただいまの証人の証言は非常に重要な部分でして、この2つの変更によって、入札の可否を左右する重要なポイントではなかったのかなと、こんなふうに思います。

こういったことを考えますと、こういった起案者っていいますのは、ちょっと考えても組合組織のやっぱりトップに限られるように思いますけれども、どうなんでしょうか。 こういったことについては、詳しくまた検証することが必要だろうと思います。

次の質問に行きます。

最終的に、神鋼が断念し、入札が1者となりましたけども、委員長としてどのように 思いましたでしょうか。

○証人(奥村充司君) 実は、10月26日に現地見学というふうなことは当初予定されていまして、2社ともどうやら申込みがあったということは聞いております。10月18日に入札公告がなされて、その後なのか前なのか、これは私は分かりませんが、現地視察、現地現場見学をキャンセルされたという話を、それは後になって聞きました。その段階でなぜなのだろうということはちょっと疑問には思いました。あれだけ入札に参加する意欲があったところが参加されないということは、結局1社というふうになります。これは非常に問題ではあるというふうなことは、当然、意識してずっと組合のほうでは、できるだけ多くの参加者を募るというふうな形で作業されていました。これは間違いなく9月21日の時点までは、そういうことは非常に慎重に、コンサルもアンケート等の中で参加をできるだけしていただけるような形で作業されておりましたので、それ以降の風向きの急な変化といいますか、それを改めて感じたんですけれども、ただ、1者入札ということも、現実的には起こり得るというふうなことは、他の市町ではありますので、そこに関しては、そうなったらそうなったで厳正に審査をするというふうな形で選定委員会を進めるというふうな方向に切り替えました。

以上です。

- ○委員長(丹尾廣樹君) 一応、入札参加意向を示していた2社については、非常にベテラン企業というんですか、この種のですね、だから、今のこの2点の変更というようなことが、撤退理由にも作用したのではないかなというふうに私は考えますけれども、証人は、その可能性というのはあると考えますか。
- **○証人(奥村充司君)** 当然、あると思います。一つは――ただし、組合としてはそういった入札意欲を損なわないように動いておられました。

もう一方では、やはり地元への貢献というのはそういったごみの焼却技術とか、その 安定的な20年、あるいはそれ以上の長きにわたって、御市と付き合いをするというその パートナーシップの部分で、当然、その事業者は様々なリスクを負うことになります、 公設・公営とは違うですね。したがって、信頼というのが非常に重要になってくる。そ の中で、やはりその直前に、そういった資格の変更があった。これが、十分先方に説明 がされた上で変更されたのか。当然、そういった実施方針の後にキャッチボールを行い ます。組合と、入札意欲があるところとの質問等を回答するというキャッチボールをや っております。それも適切にやられております。ただし、その資格云々の部分で変更が あったということは、その後の話ですので、そこについてのやり取りは、要するに入札 公告以降もやり取りをやるというところなんですが、それはもう意思を示されておりま せんでしたので、そこについての指摘を当然、組合側は受けてはいないと思います。た だ、大事なことは、やはりどういう地元の企業と、どういった形でJVを組まれるかと いうことについては、当然、我々委員は知りませんし、それは企業があらかじめ事前に、 入札に参加するというのであれば、直前に、じゃあ一緒にやりましょうという話ではな いと思います。この委員会自体、その3つの委員会自体、もう3年以上が経過している わけで、いずれ、当然、発注があるだろうという情報をアンテナを張っておられますの で、そうなりますと、どういったJVの組み方をするかという戦略的な部分は当然、も っともっと以前から動いておられたというふうに私は認識しております。 以上です。

- ○委員長(丹尾廣樹君) こういうような経過で、選定委員会はその後も続いたと思いますけれども、結果1社撤退し、1社になったわけですね。この1者入札の是非について、我々議員の中でも1者入札というのは、競争入札のときには普通行いませんので、こういったことがあり得るのかなということで、何回も質問が出たことを覚えています。これで、何か委員会に、事務局のほうから1者入札の是非について事前説明というのが、委員長のほうにありましたでしょうか。
- **○証人(奥村充司君)** 1者入札になりましたということは連絡を受けましたが、それを どうするかということについては特になく、期間を置いて、選定委員会で1者入札です というふうな形で委員会が再開されたという経緯です。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 1者入札で最終的には決めようということになったわけですか。
- 〇証人(奥村充司君) はい。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 最後に、ちょっと1点、質問したいと思います。

内部調査委員会というのが行われました。令和3年10月12日の組合議会臨時会で債務 負担行為の承認議決の後、同年10月18日に入札公告を行いまして、設備・運営事業者の 募集および選定業務を進めたんですが、事実の透明性に疑義があるとの組合議会側から の指摘を受け、組合は令和3年12月2日に事務執行を一旦中断した上で、鯖江市と越前 町の協力の下、調査委員会を立ち上げて、事実確認を行っています。この結果について、 証人はどのように説明を、いつ、誰から受けましたでしょうか。覚えていますか。

- **〇証人(奥村充司君)** 説明ですか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) はい。
- **〇証人**(奥村充司君) こういった形で、一旦中断をして、そういう議会でしたかね、そ

ちらのほうで委員会をつくって調査をされるというふうなことで、私のほうにも聞き取りに来られました。ただ、そのときは具体的な内容についても特に知らされておりませんで、委員会の流れとして、適正であったかということの確認をされたように記憶しております。

- **○委員長(丹尾廣樹君)** それでは、その調査の適正性というんですか、こういったものに疑問を持つ点があったとすれば、具体的な点をお聞きしたいんですけれども、適正に行われたかどうかというような問いかけがあったということですね。
- **○証人(奥村充司君)** そうですね。委員会の流れとしては、当時は適正だったと考えて おります。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 以上で、私からの質問を終わりたいと思います。 それでは次に、関連質問を各委員からお願いしたいと思います。 それでは、帰山副委員長からお願いします。
- ○8番(帰山明朗君) お伺いしたいと思います。

今回、100条調査委員会のほうでは、今回のごみ焼却施設の整備・運営に関する経緯であったり、疑義に関する事項についても調べているわけなんですけども、そうした疑義のきっかけについては、先ほど内部調査の話も委員長のほうから説明ありましたけれども、令和4年3月に、この委員会にも証人として来ていただきました森川さんが、いわゆる公正取引委員会に出された文書もそのきっかけの一つだと思っています。その文書の中身を少し引用しながら、お伺いしたいと思っています。その文書の中には、神鋼環境ソリューションが、努力して営業した内容の数々が、荏原製作所側に漏えいしたというふうに書かれているわけなんですけれども、その点について、何か証人が知り得た事実というのはございますか。

- **〇証人(奥村充司君)** それは全くないです。
- ○8番(帰山明朗君) もう一点、お伺いします。

同じく文書の中に、施設組合から発表された要求水準書には、神鋼環境ソリューションからの提案が何ら反映されずというふうに書かれているわけなんですが、そのことについて、何か証人が知られている事実というのはありますか。

- **〇証人(奥村充司君)** いや、事実としては何も知りません。
- ○8番(帰山明朗君) もう一点お伺いします。

同じくその文書の中には、先ほどから要求水準書であったり、落札に関する書類の話も出ましたけれども、公取に出された書類の中では、もう少しちょっと大まかなくくりの中で、施設組合議会の資料には不適切に何か所も改ざんされた形跡があるんだという形で記されているわけなんですが、そのことについて事実かどうか、証人が知り得ていることはありますか。

○証人(奥村充司君) 先ほど申し上げた1点、まず入札に参加する資格のところで、もともと本社、本店ですか、鯖江市あるいは越前町内にというふうな文言があったところに何か付け加わったということに関しては、10月14日の段階では、その修正箇所として

私は聞いておりません。地元企業、あるいは地元企業等という用語をこれから使うんだというふうなことは、そのとき御説明いただきましたが、具体的にそれがどういうふうな内容かというのは、そのときに渡された修正箇所のメモには書かれておりませんでした。

以上です。

- 〇委員長(丹尾廣樹君) 江端委員。
- ○2番(江端一高君) 本日はありがとうございます。

私のほうからも幾つか御質問をさせていただきます。

要求水準書について、幾つか教えていただきたいです。

先ほどの御証言の中でも、日時等含めて、要求水準書の作成に当たっては、メーカーさんですとか、入札参加意欲のある企業さんといろいろなやり取りをして、情報交換をしながらそういったものを作り上げていくということでしたが、空白の部分があるというふうにおっしゃっていましたけれども、この空白の部分というのは、具体的にはどういった数値を書き込むような形になるんでしょうか。

- ○証人(奥村充司君) 主に、従来の仕様発注といいますか、簡単にいいますと、例えば 先ほど言いましたように、ボイラーの性能ですね。何メガパスカルで何℃とか。ただ、 それを具体的に書きますと、あるメーカーは、うちはそれは扱っていませんという場合 は、もう事前にはじかれると。これは、以前の仕様発注のときはよく……、こんなこと を言いますとあれですけども、学校でもいろんな機器を納入する際には、やはりその仕 様で固定してしまうと、もう1社しか入ってこれないというふうな状況になるというこ とで、そこは、この技術提案の中で、こういうふうにするというふうなことで記入をい ただくというふうに、少し条件としては、要するに入札されるプラントメーカーさんの ほうで、いろいろアイデアを提案していただいて、その中でコストの縮減とかその辺り 踏まえてやっていただくということで、空白になっている、しているというふうな趣旨 です。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 江端委員。
- **〇2番(江端一高君)** そうしますと、この要求水準書が入札公告の時点、正式に出来上がる前の段階で、要求水準書案というものが作成されていたのではないかと思いますけれども、この案というのは、そのアンケートを繰り返すことで、適時変わっていくようなものであったというふうに。
- **〇証人(奥村充司君)** そうですね、案の段階では御指摘のとおりでございます。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 江端委員。
- ○2番(江端一高君) そうしますと、要求水準書が正式に確定するのは、先ほど証言の中で、いろいろと9月21日ですとか、10月14日ですとか、入札公告の10月18日ですね、日付が出ておりますけれども、どの時点で正式に決定をして、委員長のほうに組合事務局等から説明があったんでしょうか。
- ○証人(奥村充司君) 説明といいますか、10月18日の入札公告日が最終のものでござい

ます。ただ、先ほど言ったように10月14日の段階で、要求水準書に関しては、恐らく修正箇所というのは、割と軽微なものであったんじゃないかというふうに記憶しております。したがって、入札に関わる資格とか、そういったものではございませんので、14日の段階でほぼそれは固まっていたというふうに思います。 以上です。

- 〇委員長(丹尾廣樹君) 江端委員。
- **〇2番(江端一高君)** そうしますと、その要求水準書によって、2社以上の参加が可能であろうと、委員長としてはお考えになられましたでしょうか。それとも、これはほかの企業が入りにくい、非常に難しい要求水準書になったのではないかというふうに考えられたのか、どちらでしょうか。
- **○証人(奥村充司君)** 先ほど申しましたように、事前のアンケートで流動床方式で2社 というふうに回答があったということでございまして、その2社は当然参加、それ以外 は参加の意思はないというふうに考えておりました。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 林下委員。
- ○1番(林下豊彦君) 本日は御苦労さまでございます。

本当にちょっとよく分からないので、お聞きしたいのですが、地元貢献に対する配分の増加、ならびに地元貢献金額の定量化評価のために審査項目ナンバー16、地元貢献金額のみ開札後に行うとされているんですが、この開札後に行うというのはどういう意味なのか、証人はお分かりですか。

○証人(奥村充司君) その開札という作業自体に、一応、立会いはさせていただきました。一応、確認するという役割を担ったわけなんですけれども、その中には、地元貢献金額が幾ら幾らというのは当然書いてございません。事前に積算のシートというのがございまして、多分それは組合のほうには提出されておると思うんですが、それは事前に、多分、組合のほうで、その地元貢献金額の部分の集計はされておるのかなと思います。ただ、実際の入札という行為は当日でございますので、それが確定してから、それと突き合わせて多分間違いがないというふうなことで計算をされるという作業が、後にあったんだと思います。

以上です。

- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 林下委員。
- **〇1番(林下豊彦君)** この行為自体は、入札に影響があることなのでしょうか、ないことなのでしょうか。
- ○証人(奥村充司君) 事前にその入札に関わる、先ほど定量評価ということですので、 それ以前に、点数が何点ですというふうなことは当然、発表することはできないという ことで、先ほど、本来は非価格評価の点数を我々きちんとこの点数ですということを確 定して、入札をして入札と突き合わせて合計なんですが、その部分に関して事前に非価 格のところで、その点数を発表してしまうということは当然できませんので、だから、 実際のところ60対40じゃなくて、55対45ということなので、入札と時期を合わせて、あ

るいはそれ以降に、それを点数化したものを発表して加算するという流れは、そうでないと逆におかしいということになります。

- 〇委員長(丹尾廣樹君) 林下委員。
- **〇1番(林下豊彦君)** まだちょっとよく理解できていないのですが、このこと自体は、 地元貢献金額が多いほうが有利ということになるんですか。
- ○証人(奥村充司君) 先ほど言いましたように、比率で出され…、私もその式の意味というのを理解するのに相当時間を要しておりますし、その地元貢献金額が…、と、分…、分母、分子、割る分母分子なので、それぞれの値が微妙に変わりますと、その割合が変わります。それに掛ける5点という非常に大きな重みをかけることになります。その辺の計算は、ちょっとなかなか難しいところがございますので、そういう式を見たときに、どういうふうな戦略で、その部分をやるかということは、それぞれのメーカーによって違うはずなんですが、当然、もともとJVを組むと段取りしていたのであれば、それはもう何も手を下すことは、当然できませんので、それで金額をその式で計算します。例えば、それが極端に5点ということはないんですが、2点とかになりますと、他の残り45点、55点分ですか。そこは非常にお互いプラントメーカーさん、それぞれ工夫を凝らして提案をされてこられますので、そんなにむちゃくちゃな差がつくことはないので、その5点の部分が非常に重きを、ウエイトが大きかったのではないかというふうに私は今感じております。

以上です。

- 〇委員長(丹尾廣樹君) 林下委員。
- **○1番(林下豊彦君)** そうしますと、建設のJVを組むに当たりまして、その地元企業と組むということが有利になるという条件が多くなったということで理解すればいいんですかね。
- ○証人(奥村充司君) もともと、地元と組む、組まないというのは明言されてないんです。ただ、地元貢献という項目をつけたときに、プレゼンの内容として、地元にはこれぐらいお金を落とせますよというのが、プレゼンで上がってきたときには、初めて、ああそれぐらいなのか、じゃあ、こっちのほうがAで、こっちBだねとかいうその程度なので、具体的に定量化してやられるというところは、ほかそういったケースは、私は存じ上げませんし、その式はどこから出てきたかということが、私も非常に疑問に思っております。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 最後の質問で。
- **○1番(林下豊彦君)** そうしますと、この要素を見て、地元企業と組んだほうがいいという J V があれば、地元企業に協力要請をするということは当然考えられることでしょうか。
- **○証人(奥村充司君)** それは当然、その式を見れば、そういう考えは浮かぶと思います。 以上です。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 木村委員。

〇14番(木村愛子君) お世話になっております。ありがとうございます。

先ほどから先生のお話をお聞きしています中に、私も構想委員会で関わらせていただいておりましたので、今の事業のストーカ方式か、鯖江市の特徴を生かした流動床式かというところでの流れのところには関わらせていただいておりました。先生の御説明によりますと、2社が流動床式のところでは手を挙げてきそうだというところで、そういうふうに、もうはっきりと荏原と神鋼だということの2社だということになりますと、先生のこれまでのこういう行政との関わりの中で、プラントメーカーの2社の名前というのが、そういう、当初、まだ応札になる前からメーカーの名前が走っているということはあるんでしょうか。普通はないんじゃ。

- 〇証人(奥村充司君) ないです。
- **O14番(木村愛子君)** まさしく、それじゃあ、今談合じゃないのというふうな思いが素人的には思っちゃいますけれども、そういうことって普通、先生のこれまでの行政との関わりの中で、ほかの自治体も含めて、どんな状況なのかなということをまずお尋ねしたいと思います。
- ○証人(奥村充司君) ほかの自治体の場合は、最終的に、今回もつつじグループという ふうな名称で呼んでおりますけども、最終的な選定委員会では、全く知り得ないという ことで、例えば資料等もノウハウが詰まっているそういったプレゼン資料なんかも全部 回収されまして、お互いの企業が、例えば最終的にあそこがよかったよ、じゃあ何がよ かったのかというのは、項目としては分かるんですが、細かな細則のプレゼンの資料も 当然回収されてお互いには知り得ないような状況になります。したがって、最初から企 業名が挙がっていたりすることはまずないです。こちらもその協力企業に関しては、名 前は私も知り得ませんでしたし、選定委員の方も知らないということで、そういう審査 をやっておりました。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 木村委員。
- **○証人(奥村充司君)** いや、すみません。私は、当然その3つの委員会やっておりましたので、先ほどあったように、荏原と神鋼の両方のプレゼンという機会がありました。 それは、その委員の方々がやはりそのごみ行政、あるいは廃棄物処理についての知識を 学んでいただくという意味でプレゼンをしていただいたのであって、最終的な選定委員 会では、そういった2つの企業名が出るということは本来ないんですが、ちょっととこ ろどころ文章の中にそういったものが見受けられるというのは、こちらのケースはやは りそういった意味では少しまれだったかなと思います。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 木村委員。
- **〇14番(木村愛子君)** そして今、先生おっしゃられた検討委員会のプレゼンのときに、 委員の皆様も、1 社は現地に見えて……

- 〇証人(奥村充司氏) 最終……。
- O14番(木村愛子君) 1つはオンラインかなんかで、2社がプレゼンに参加されたんだ と思いますけれども、検討委員の皆様は、数段差がある、プレゼンの内容から見て、業 績、意気込みも含めて差があるねという、かなりの…、点数はそのときつけるわけでは ございませんから、委員の皆さんの感触としては、鯖江市の新ごみ焼却炉の施設として は、現地まで赴いてくれたところのプレゼンのほうがはるかに優れているなというふう な評価を皆さんされたというふうに先生おっしゃられたと。
- **○証人(奥村充司君)** 評価というか、当然そういう空気感はありましたけども、逆に言うと、リモートという点で荏原さん少し不利だったということもありますし、プレゼンですから、あくまでも印象っていいますか、それが非常に大きい部分がありますので、現地に来ていただいて、説明を受けたということに対してはやはりそちらのほうが当然、評価が高いというふうな印象を受けたということでございます。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 最後でお願いします。
- O14番(木村愛子君) もう一点、最後にします。先ほどの最終的な直前になっていろんなところの水準書が変わって、変更になってきたというところでありますけれども、今特に、環境省が言っている環境とか、それから環境教育とかエネルギー問題は、非常な、やっぱり新炉をこれからやっていく上で、大きな重大な案件だと思うところですけど、この修正が、どちらかに…、事業は決まっておりますけれども、どちらかに有利に働くなという点数配分に、言ったら突然だと先生おっしゃっておられましたので、意図的な変更だったというふうに考えられるんじゃないのかなと思う、最後にそこまで委員会済んでからの話ですから、考えられるんですけども、その点につきまして、先生の御説明は、さっき事務局からの説明ありましたけれども、先生としては、どういうふうに思われましたでしょうか。やっぱりどちらかにこれは有利に働くような審査基準、配点基準が変わったなというふうな受け取られ方……。
- ○証人(奥村充司君) どちらに有利に働くというよりも、むしろ地元に対しての貢献ですから、地元に対しての組合側のアピールというふうな意味合いが強かったのかなというふうに思います。決して環境学習をおろそかにされるということは、当然、鯖江市のほうにおかれましても、力を入れてこれまで取り組んでおられるので。ただ、点数というのは、別にそれが多い少ないによって評価が変わるものと、先方からしてみれば、環境が4から2になったということは、あまり重きを置いておられないかって受け取られかねないんですが、どうしても、どこから2点減らすかという話になったんだと思うんですけども、地元貢献に重きを置くというふうな方向へ急転換されたのかというふうに思っております。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 奥村委員。
- O10番(奥村義則君) 本日はありがとうございます。

先ほど、入札参加の構成について、鯖江市内または越前町内に本社または本店を有するとなっていた部分について、営業所を含むという追記の修正箇所はなかったと、先生

言われましたね。

- ○証人(奥村充司君) 10月14日ですよね。
- O10番(奥村義則君) なかったと言われましたね。

それでお聞きするんですけれども、事業者選定委員会で修正箇所についても議論がなされ、そして承認されたものが、私たち――私、組合議員なんですけども、組合議員に修正箇所も示された資料として配付されているというふうに理解しているんです。しかし、先ほどの証言によって、事業者選定委員長に対し、最も重要な箇所の訂正箇所を提示もせず、あたかも委員長が認めたかのように修正資料を作り、組合議員にその資料が配付されているということになります。そして、10月18日に公告したということになりますと、委員長のお立場の証人はどのようにこの件に関して思われますか。

○証人(奥村充司君) 委員長の承認というのは、14日の段階での変更箇所はこうだという説明で、実際にそれを修正した箇所については確認をしておりません。それで、18日にもう入札公告がなされたということです。当然、先ほどの大幅な修正に関しては、もう一度委員会を開く必要があるような案件も含まれております。委員長一任というのは9月21日の議事録全文を見ますと、そのときに出た委員の微細な修正についての修正の確認という意味合いで私は理解しておりました。

以上です。

- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- O10番(奥村義則君) 実は、先日行われました当委員会、本委員会で、佐々木市長は、 訂正修正箇所に関しては、前もって選定委員長には報告しているはずですと、していま すよというふうな発言があったんです。そうしますと、この発言は、今の証人の発言と は物すごく食い違いがあるということになるということだけ申し上げておきたいという ふうに思います。

それから、報告から僅か1週間後の10月25日に、荏原側の $\int V$ 建設企業、田中建設、フクシンの両社長が、神鋼の $\int V$ 建設会社、オタ建設を訪れ、荏原側の下請になるよう要請があったとオタ建設の森川氏は証言しました。田中建設、フクシンの両社長が、そのような行動を取ったという理由の一つに、公告後1週間後の時点で、荏原が落札する確信があったからだと私は思うんです。こうした両社長の行動について、選定委員長であります証人はどのように思われるでしょうか。

- ○証人(奥村充司君) その事実自体は、私は存じ上げませんが、要するにまだ入札公告直後ですので、それぞれの事業者が検討の段階だと思います。実は、構成企業が、もし、片一方が駄目でも、下請では入れるということが、どっかに明記されたというふうに思います。だから、そういうふうに動かれたということは、今、奥村委員のおっしゃったような事情があったのかなというふうに私は考えますが、それが事実かどうか私は分かりません。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- **〇10番(奥村義則君)** 通常ですと、もう落札が決まったと、業者が決まったと。その中

でこういう行動を起こされるというのは普通のことかなというふうに思うんですけども、そうですよね。

- ○証人(奥村充司君) 手順としては、そうですね。
- O10番(奥村義則君) 分かりました。

じゃあ、次の質問です。

先週の金曜日に、丹尾委員長と私、契約管理グループの主幹の立会いの下、田中建設の営業所登録変更について調査をいたしました。田中建設は本社が越前市でありまして、鯖江市が発注する工事の入札参加の登録はもう既にしてありました。荏原のJV企業になるには、鯖江市に営業所を設置する必要があります。そのための変更届が、令和3年9月28日に出されておりまして、その日に受理がされておりました。また、近畿地方整備局への変更届は、同年6月1日に出されておりまして、7月7日に受理がされていた書類も添付してございました。主幹に、近畿地方整備局では届出から受理まで1か月以上かかっている、しかし本市においてはその日に受理をしている、これどういうことですかと尋ねたところ、これは、既に近畿地方整備局のほうで受理してあるから、そういうような形で通るんですよというお話でございました。

選定委員長であります証人に報告もせず、JV企業に営業所を含むとなった修正に対しまして、私は先ほど――木村さんも言いましたけども、意図的な修正、もう6月ぐらいに近畿のほうに出されているということは、これはもう荏原と田中建設がその時点でもう話ができていたのだろうと。その後に修正がされたと。順番を追っていけば、そういうようなことがあって基準を変えていったのかなというふうに思うんですけども、委員長をされておりました証人はどう思いますか。

- **○証人(奥村充司君)** 今、初めてそういうことをお聞きして、私としては、それに対して、そうですとか、そうでないというふうなことは言えませんので、その御質問に関しては、回答を控えさせていただきたいと思います。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 菅原委員。
- O20番(菅原義信君) じゃあ、1点だけお尋ねしておきたいという具合に思います。 先ほどの御説明の中で、選定の基準となる評価の仕方の中で、価格的要素と非価格的 要素があるんだと、こういうお話をされましたけれども、専門家のお立場として、実際 にプラントを建設し、運営していくといった場合に、ずっと基本構想の段階から選定委 員会の段階までずっと先生は関わってこられたわけなんですけれども、専門家のお立場 として、その2社のうち、どちらが優位だというような評価まではいかんでしょうけど
- **○証人(奥村充司君)** それは全く公平な立場で、イーブンというふうに考えておりました。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 菅原委員。

も、印象みたいなものはお持ちになりましたでしょうか。

〇20番(菅原義信君) 委員長の立場としては、そうでしょうけれども、専門家の立場としては、いわゆる、ほかに例えば今の2つの評価の方法とは違った基準というものも多

分あったと思うんです。技術的な問題でありますとか、あるいは、そういうプラント運営の上での習熟度みたいなものだとか、そういうものがあったと思うんですけれども、そうした観点から見た場合には、そういう印象みたいなものはお持ちにならなかったんでしょうか。

〇証人(奥村充司君) 私としては、まず現施設を運転管理されている、当然、建設から ですけども、荏原さんというのは、よくこの地域のごみの質を御存じだし、ノウハウと いうのはお持ちだというところが一つ評価できることです。現在、お勤めの運転員の方 なんかも当然、もし荏原さんが取れば、そのまま継続的に働く、継続をされると。ただ、 違うところが取ったときはどうなのか、それはほかの場合もやっぱり継続してお仕事し ていただけるような形で地元採用をしてくださいというふうなお願いはしているんです。 今、技術的にどちらかというお話になりますと、実際に、荏原さんの施設というのは、 こちらへ見学させていただいた1施設しか私は存じ上げません。で、神鋼環境ソリュー ションさんの場合は、他の施設についての実績、これは委員会の中でも10か所程度です か、こういったところで運転されていますと。実際、福井県でも実績もございますので、 技術的にも非常に高いということはよく知っておりますので、そういう意味で、私個人 の意見を言うと怒られるんですけれども、神鋼さんのほうが、特に先ほど環境教育の部 分では、例えば施設の見学者の方の安全な動線ですとか、より踏み込んだ、要するに今 言うSDGsですね、そういったエネルギー環境問題まで含めた、そういった展示を提 案されるというようなことは存じ上げておりましたので、そういう意味では、私個人的 にはそちらは評価しております。ただ、荏原さんに関しては知らないということで、当 然、荏原さんも、そういうことはきちっと提案されておったというふうに思います。

○委員長(丹尾廣樹君) ありがとうございます。

それでは以上で、奥村充司氏に対する尋問は終了いたします。

本日は長時間にわたって御証言をいただき誠にありがとうございました。御退室いただいて結構です。御苦労さまでした。

〇証人(奥村充司君) どうもありがとうございました。

○証人(奥村充司君)退室

〇委員長(丹尾廣樹君) 休憩いたします。再開は午前11時といたします。

休憩 午前10時52分 再開 午前11時00分

○委員長(丹尾廣樹君) 再開いたします。

それでは、本日2人目の証人喚問を行います。

傍聴人および報道機関の入室につきましては、先ほど許可いたしておりますので、入 室を認めたいと思います。

なお、報道機関による録音につきましては、秘密会とする場合を除いて録音可として おりますが、撮影につきましては、証人が交代しておりますので、改めて報道機関によ るカメラ撮影につきましての可否を決議してまいりたいと思います。証人喚問につきま しては、証人が証言をしやすい環境づくりに努める必要がございますので、証人の意見を聞いた上で可とするか不可とするかを判断してまいります。本日2人目の証人であります佐々木一郎氏に対し事前に確認いたしましたところ、報道機関によりますカメラなどの撮影につきましては問題ありませんとの回答をいただいております。

それでは、採決いたします。

報道機関によるカメラ撮影につきましては、可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○委員長(丹尾廣樹君) 挙手全員であります。

よって、報道機関によるカメラ撮影につきましては、可とすることに決しました。 なお、傍聴人に申し上げます。

鯖江市議会傍聴規則に基づき、傍聴人は撮影および録音などは禁止となっております ので、よろしくお願いいたします。

また、同規則に基づき、傍聴人は私語を慎み、会議の妨害となるような行為は固く禁 じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、証人喚問の進め方について申し上げます。

まず、私のほうから主尋問を行います。その後、各委員から関連尋問を行います。本 人の尋問時間につきましては1時間程度とさせていただき、各委員からの関連尋問は端 的に行っていただきたいと思います。

それでは、証人入室のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分 再開 午前11時04分 ○証人(佐々木一郎君)入室

○委員長(丹尾廣樹君) 再開いたします。

佐々木一郎氏におかれましては、本日はお忙しいところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。本委員会の調査のため御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことができませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。

証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族に関係があり、またはあった者、証人の後見人、または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害する事項に関するとき。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項についての尋問を受ける

とき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、申出をお願いいたします。

もし、これらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合は、宣誓をさせなければならないことになっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある場合につき、尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことができません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処 せられることになっております。

以上のことを御承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人および報道関係者も含め、全員御起立をお願いいたします。

それでは、証人は宣誓の朗読をお願いします。

(全員起立)

- **〇証人(佐々木一郎君)** 宣誓書、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和5年1月23日。佐々木一郎。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** それでは、証人は宣誓書に署名をお願いいたします。

○証人(佐々木一郎君)宣誓書に署名

〇委員長(丹尾廣樹君) それでは、皆さんお座りください。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求める範囲を超えないこと、 発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなされるようにお願いいたします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から御発 言いただき、また、ゆっくりと端的にお願いいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いい ただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に対し十分に配慮されるよう御注意いただくとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより、佐々木一郎氏から証言を求めます。

最初に私、委員長から主要な事項をお尋ねし、次に各委員から関連事項について御発 言をお願いすることにいたします。

では初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは佐々木一郎さんですか。

- ○証人(佐々木一郎君) はい、そうです。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入いただいております確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。
- ○証人(佐々木一郎君) 間違いありません。
- ○委員長(丹尾廣樹君) それでは、私から、あらかじめ委員会で決定した主尋問の事項 についてお伺いいたしますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させ てもらいます。佐々木一郎氏は、事実を率直に述べていただければ結構です。知らない ことは知らないと正直に答えていただければ結構です。

それでは、まず最初に、令和4年1月29日、オタ建設の森川氏にかけた電話内容についてお伺いいたします。

証人は、令和4年1月29日、オタ建設の森川氏に対して電話をかけておりますか。

- **○証人(佐々木一郎君)** 1月29日かどうかははっきり覚えていませんが、1月の月末に 電話をしたのは、事実です。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 証人は、森川氏に、ごみ焼却施設整備の件、越前市の田中建設が仕事を取るということはおかしいと言いながら、この件は、これ以上追及しないでほしいと言ったのはどうしてでしょうか。
- ○証人(佐々木一郎君) 言っていません。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** この件はこれ以上追求しないでほしいとは言ってないということですか。
- 〇証人(佐々木一郎君) そうです。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 森川氏の作成された告発文には、悪いようにはしないから手を引いてほしいと電話で伝えられたと明記されておりますけれども、間違いないですか。
- **○証人(佐々木一郎君)** 告発文についてってなっているんですが、私は、告発文は見て おりません。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 悪いようにしなから手を引いてほしいと電話で伝えられたこと は事実でしょうか。
- **○証人(佐々木-郎君)** 告発文にそう書いてあるんかと思いますけども、私は、告発文 を見てないので、答えようがないというんか、記憶にないというんか、告発文に書いて ないことについて、私はどう答えたらいいのかちょっと回答に困っています。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 悪いようにはしないが手を引いてほしいというのは、記憶にないということですか。
- 〇証人(佐々木一郎君) はい。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** この電話をかけた内容について、先ほど、電話は月末頃にやったというようなことをおっしゃられたと思いますけれども、この依頼者は玉邑議員ですか。
- 〇証人(佐々木一郎君) 違います。

○委員長(丹尾廣樹君) 次に、池田町の組合議員への訪問などについて、お伺いいたします。

池田町組合議員への訪問は、誰の呼びかけで同行したのですか。

- **〇証人(佐々木一郎君**) 私の判断で、池田町へ行きました。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 考えますと、誰かの電話があったとか、いつ、同時にこう、何というか、そういうような時間帯を決めるとか、車で行くとか、そういうことがあったのではないかと思われますけれども、池田町というと遠いですから。こういったことでの呼びかけという部分は、最初誰からあったのかなということをお聞きしたいと思います。
- **○証人(佐々木一郎君)** どう答えていいんか分かりませんけども、池田町へ8月15日ですか、お盆に行ったのは事実です。

それで、今、委員長さんがおっしゃられるように、誰の働きかけで行ったかというふうなことについてですけども、これはあくまでも私の判断で、池田町へ参りました。

- ○委員長(丹尾廣樹君) そうしますと、池田町で合流したということでしょうか。
- **○証人(佐々木一郎君)** 合流したというんか、車で一緒に行ったのは事実なんですけど も、その働きかけがあって行ったとかということの事実はございません。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** それでは、その組合職員が同行することというのは事前に分かっていましたでしょうか。
- **○証人(佐々木一郎君)** 組合職員さんは今までの経過説明とか、いろんなことで一遍、 池田町の組合議員さんにも話がしたいというふうなことで同行されたんだろうと思いま す。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 事前に分かっていらっしゃいましたか。
- **〇証人(佐々木一郎君)** 事前にっていっても、当日には分かりました。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** そうするとあれですか、呼びかけは、組合職員のほうから連絡があったとか、そういうことではないということですか。
- **○証人(佐々木一郎君)** 組合の職員さんからあったんか、その他についてはちょっと定かでないんですけども、とにかく当日は、一緒に組合の職員さんと行ったのは事実です。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 誰の呼びかけでどこどこに集まるというようなことについては、 覚えていないということですか。
- **○証人(佐々木一郎君)** そんなことまではっきり返答しようということになると、もう どうやったかよく定かではないんです。
- **○委員長(丹尾廣樹君)** そうしますと、同行したというような部分で、職員さんも行ったということはお認めになられましたけども、同行訪問の目的は何だったのか、どのように考えられましたか。
- **〇証人(佐々木一郎君)** 池田町へ行った真の目的ですか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) はい。
- ○証人(佐々木一郎君) これ、どういったらいいんか、池田町の一部事務組合の委員さ

んに2人おられるんですけども、私の考えでは、組合議員ではないんですけれども、やはり、このことについては、十分、公平公正な判断をしていただかなければならないというふうなことで、私、池田町のほうに行って、最終的には、公平公正な判断をしてくださいということで、池田町の役場ですけども、寄せてもらったのは事実です。

- ○委員長(丹尾廣樹君) 公正公平な判断というのは、具体的にどういうことでしょうか。
- **○証人(佐々木一郎君)** 具体的にというと、どういっていいんか、説明しようというと、 ちょっと説明に困りますけども、趣旨を十分に理解していただいて、判断してください というふうなことなんです。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 8月15日に行かれたということをお認めになられましたけども、この10日後、組合議会というのがございますよね、最終的に決議が必要な議会でございますけれども。これについて公正な判断というのは、議決に賛成するということですか、反対することですか、そういう意味合いでは、公正な判断というのはどういうことを……。
- ○証人(佐々木一郎君) 余分なことを言わなくても結構なんですけども、8月25日に一部事務組合の本会議があったかと思うんですけども、私、先ほど申しましたように、組合の議員ではないんです。池田町へお盆に寄してもらった、それはもう当然、8月25日に本会議があるんで、そのために一つ、最終的にですよ、可決してくださいと、そんなことも言っていませんし、とにかく鯖江広域衛生組合としては、この新炉建設は長年の課題であって、懸案であって、それについて、公平公正という言葉しか出てこんのですけども、組合議員さんとして妥当な判断をしてくださいと。否決とか可決とか、そんなことで私は言っているわけないんで、公平公正な判断をしてほしいということで、池田町へ寄せてもらったんです。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人は越前町議会では副議長という立場にございますね。 そうしますとそういった部分で、組合の動向について、越前町として考えをまとめると いうような立場にもあったのではないかなとも考えられますけれども、そういった部分 は、何か背負ったものがありましたでしょうか。
- ○証人(佐々木一郎君) それは全くないですけども、越前町の組合議員さん、4人いらっしゃるんですけども、4人の議員さんが、越前町を代表して鯖江広域衛生組合のほうへ組合議員になっているわけですね。ほんで私は、組合議員でもないですけども、やはり組合議員さん、個々の組合議員さんが、この趣旨を十分理解をしていただかなければいかんというふうなことでの、当時そういうようなことなんですけども、これはあくまでも、そうであっても、委員さん4人いらっしゃるんですけども、議員さん個々の判断であって、私がああしなさい、こうしてほしい、ああしてほしい、そんなこと私は言える立場ではないんで、あくまでも組合議員さん4人にいらっしゃるんですけども、組合議員さん4人が、個々に判断をしてもらわなければいかん。それに対して、私はどうこう言える立場ではありません。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 玉邑議員の証言では、玉邑議員、福原議員と共に、佐々木議員

も池田町に行かれているということについては証言をされていますけども、これについて、例えば、玉邑議員は体の具合が悪くなったから、もう池田町だけだったと。あと2人の議員さんにつきましては、池田町以外の組合議員さんのところにも出向かれたというような発言をされていますけれども、これは池田町以外の議員宅へも出向いたということでしょうか。

- **〇証人(佐々木一郎君)** それは議員さんの要請でということでしょうか。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** いや、そうじゃなくて、単純に、池田町と福井のほうの議員さんのほうというのも聞かれていますけども、この2つを行かれましたかということを尋ねています。
- **〇証人(佐々木一郎君)** 福井市のほうへも話には行きました。
- ○委員長(丹尾廣樹君) そのときは、玉邑議員はいなかったんで、議員としては、福原議員と、佐々木議員と2人が組合職員と同行して行かれたと、こういうことですね。 証人は元公務員ということをお聞きしておりますけれども、仮にあなたが組合議員の立場であったら、議員と組合議員の同行という、立場の違いで、同行したということにつきまして、どう思いますか。
- O10番(奥村義則君) 委員長の発言ですけど、組合議員と言われたんです、組合職員の 立場であったらということ。
- ○委員長(丹尾廣樹君) ごめんなさい。

言い方をちょっと変えます。

証人は元公務員ですけれども、仮にあなたが組合職員の立場であったら、議員とそういう場合、同行しますか。

- ○証人(佐々木一郎君) 私は元公務員です。元公務員の立場でありながら――今、委員長さんおっしゃられたんですけども、私、元公務員ですけども、そんな立場になったことがないんで、今、どう思われますかということを問われても、私ちょっと返答に困るんです。元公務員だからどうのこうのって言われることについては、私は、元が公務員であろうと、会社員であろうと、従業員であろうと、そんなもんいいんですけど、元公務員であるからどうだって言われることに対しては、私はちょっと、答弁は困るんです、はっきり言いまして。どういったらいいか、ちょっと答弁に困っているんです。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 証人は、昨年8月15日に、池田町の組合議員への訪問に際して、昨年4月11日の組合全員協議会で、佐々木市長が、公取に提出された内容は全て事実無根であり、何かあったら責任を取るということを発言されたと。この言葉を引用して、妥当な判断を求めていることが、録音テープで判明しております。先ほど、おっしゃられた公正公平な判断、妥当な判断ということでしょうけれども、この公正公平な判断というのが、非常に抽象的に難しいなという部分がございます。説明を要しますけど、具体的なものを再度、お聞きしたいと思います。
- ○証人(佐々木一郎君) 公平公正な判断、それ以外の日本語があればいいんですけども、

私の今頭の中には、公平公正な判断以外、それに匹敵するような言葉を今ここで申せと、 言えと言われても、ちょっと私の能力の範囲内では、それ以外の言葉はちょっと見当た らない。

○委員長(丹尾廣樹君) 録音テープがあるということは、御承知だと思いますけれども、特に、やはり佐々木市長の事実無根、何かあったら責任を取ると、こういう言葉を引用して、そこまで言うというようなことにつきましては、やっぱりこういった中で、私はこの言葉を信じて、妥当な判断をするというような形で、テープの中身では、おっしゃっています。これにつきましては事実無根、何かあったら責任を取るという部分が、やっぱりそこまで言うなら、妥当な判断という部分、回答を相手に委ねているというような形だろうと思いますけども、公正公平な判断ということで、これを回答というような形で取っておきたいと思います。

証人は、森川氏が公取委に提出された告発内容について、佐々木市長の発言のように、 事実無根との認識を今でもお持ちでしょうか。

- ○証人(佐々木一郎君) 公正取引委員会のほうへ、森川さんが、告発状ですか、公正取引委員会のほうへ出したんだと。それは、どこからかはっきりは覚えてないですけども、公正取引委員会へ出したんだということは、私も聞きました。ですけども、どういうふうな内容のものを、個人名で出したんか、それともほかの名前で出したんか、私、公正取引委員会のほうへ出したという告発文は一切見ていません。内容がどうであったんかも一切、私、分かりません。見てないんですで、分からないんですけども、それがどのような形で出したかということは、その内容については、私は全く把握していません。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 最後になりますけれども、昨年の12月20日の本委員会において、 清水組会長の喚問も実施したわけでございます。そのときに、令和2年の市長選の後、 公取への告発内容にあるように、玉邑議員から呼びかけで佐々木市長との面談の事実が あったということ、そして、市長から、神鋼と組んで新ごみ焼却施設等の整備における 入札の参加要請があったということ、また、令和3年11月に市長から荏原側の下請要請 があったというような、この3点につきましては、こういう事実があったという証言が ございました。

一方、本年1月13日にやはりこの委員会で、佐々木市長は、清水会長の証言とは異なって、これは全く事実ではないというようなことを証言しました。

証言はこの2人の間で、真反対の状態になっています。佐々木証人は、このことについてどのように感じておりますか。

- ○証人(佐々木一郎君) 今、委員長さんがおっしゃられたこと、私その場におったわけでもないですし、ほかの方から聞いたわけでもないんで、内容等については、全く把握をしてないんで、今、委員長さんおっしゃられたことに対してコメントをせよということに関しては、コメントは、どうコメントしたらいいんか、私は分かりませんので、コメントのしようがありません。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** それでは、以上で私からの主尋問は終わりといたします。

次に、関連尋問を各委員からお願いしたいと思います。 帰山委員。

○8番(帰山明朗君) 大変お疲れさまです。

私のほうからも、ちょっと2点ほどお伺いしたいと思います。

オタ建設の森川氏に対して、1月下旬に電話をしたという形で先ほど御証言されていますけれども、その内容についてあまり記憶にない部分もあるんだということですが、 電話された目的については、何か覚えていらっしゃいますか。

- ○証人(佐々木一郎君) 今、帰山委員のおっしゃることに対してお答えしますけども、私が、森川さんにお電話しました。ほんで、私の、これもどっからやったんかちょっと記憶ないんですけども、私の耳に、告発文を森川さんが出すと。怪文書っていったらいいか告発文っていったらいいんかちょっと分かりませんけども、告発文を出すんだというふうなことなんで、私は、森川さん自身の信用問題に関わることであるから、告発文については控えたほうがいいんでないんですかと。私、出身地は旧織田町なんですけども、森川さんも旧織田町の人で、三十数年前からいろんな形でお互いに接点を持っています。そういうようなことで、お子さんの、少年野球をやっておったんですけども、少年野球も、私、指導していますし、そういうようなことで、ずっと以前から森川さんとは、そういうふうな形でずっとやってきているんで、その告発文を出すことによって、本人の信用失墜になる可能性というのもなきにしもあらずということで、私は、その判断をもって、告発文については控えたほうがいいんでないんですかねと言った記憶はあります。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 帰山委員。
- ○8番(帰山明朗君) 証人がそういう発言をされたときに、森川氏からの答えというか、 返答について、何か覚えていらっしゃることありますか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。
- **○証人(佐々木一郎君)** これ、電話ですので、はっきり覚えていないんですけども、それについて、じゃあどうする、こうするという、そういうような回答は記憶してございません。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 帰山委員、いいですか。
- **〇2番(江端一高君)** 私からはありません。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 林下委員。
- ○1番(林下豊彦君) 本日は御苦労さまです。池田町への議員の訪問について、ちょっとお聞きしたいと思うんですが、自分から考えて行ったということで、結果的に職員さん、玉邑議員、福原議員と同じになったようですけれども、どこで、御一緒になった場所とか分かりますか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。
- **〇証人(佐々木一郎君)** 組合の車で我々3人が同行したのは事実なんです。3人一緒に。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 林下委員。

- ○1番(林下豊彦君) ということは、組合の事務所に集まったということでしょうか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。
- **○証人(佐々木一郎君)** 組合の事務所じゃなくして、個々の家のほうという記憶があります。停留所とかそんなんじゃないです。たしか、うちで待っていた記憶があります。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 林下委員。
- **〇1番(林下豊彦君)** 事前に来ることが分かっていたということでよろしいですか。
- 〇証人(佐々木一郎君) はい。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 林下委員。
- **〇1番(林下豊彦君)** 来る約束は、じゃあ組合のほうからお電話があったということでしょうか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。
- **○証人(佐々木一郎君)** 組合の職員さんか、それはっきり覚えていないんですけども、 とにかく一緒に行ったのは事実です。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 林下委員。
- **○1番(林下豊彦君)** 事前に、自分で、先ほど証人は自分から考えて行ったということではありますが、その自分の考えをどこかで組合の方に伝えて、組合から連絡があったということで理解してよろしいんですかね。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。
- ○証人(佐々木一郎君) そのとおりです。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 林下委員。
- 〇1番(林下豊彦君) 以上です。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 木村委員。
- ○14番(木村愛子君) 今の林下委員の質問の続きですけれども、普通、1人で行動する場合には、1人でスケジュールを組んで1人行動できますけれど、今、複数、組合の職員、それから福原議員、玉邑議員と、4人が行動しようと思うときに、一般的に考えてですよね、時間を合わせるということは、誰かが調整をしないと、行動が一緒になるということは、この100条委員会以前の問題としてあり得ないと思うんですが、こういうふうなことを、先ほどから忘れていたとか、はっきりした御答弁がないですけれども、林下委員の御質問の中では、証言をされたのが、佐々木議員が組合職員に、これは大事なことやで、何か説明に行かんのかというふうな誘いかけをされたんでしょうか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。
- **〇証人(佐々木一郎君)** そのようなことはないです。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 木村委員。
- **○14番(木村愛子君)** それでお尋ねしているんです。どうして複数以上の人が一緒な行動するというときには、何らかのやり取りがあって行動が成り立つと思うんですけれども、不思議じゃございませんか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。

- ○証人(佐々木一郎君) 木村委員がおっしゃること、これは一理あると思うんです。誰の働きかけで行ったんかというようなことをお聞きしたいんだろうと思うんですけども、私は、今言ったように組合議員さんから働きかけがあったんか、一部の議員さんから働きかけがあったんかについては、今は、どちらかというのははっきり記憶がないんですけども、話があったのは、先ほど林下委員さんに答弁したように、そのとおりなんです。木村委員が、そんな4人も同じ日時で合致しているんやで、誰かの働きかけがあったんでしょうということをおっしゃられるんだろうと思うんです。それについては、どう答弁していいんか分からんのですけども、誰というのは今はっきり覚えていない、それは私が働きかけたんか、ほかの委員さんか、組合かっちゅうのははっきり覚えていません。行ったのは事実です。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 木村委員。
- ○14番(木村愛子君) もうその程度におきまして、先ほどから、池田へお尋ねになられた目的というのが、25日の本会議を前に、最終的に妥当な可決をしてくれというふうに思いではないという、公正公平な判断をしてくださいというふうに頼みに行ったというふうにおっしゃられましたね。その15日というのは、議案が出ておりました。議案が出ておりましたから、もう議案に上がっているものに対して妥当な判断をという、公正公平のという言葉で発言したというふうにおっしゃっていますけれど、録音によりますと、そういう、一番最後のほうで、佐々木一郎議員が――番最後は福原議員ですけれども、おっしゃっているのは、そういうふうに妥当な方向性を導くための発言ではなくて、今、もう議案で上がっていることが通らなかったら、非常に大変なことになるんだというような、池田町の議員さんはどう受け取られるか分かりませんけど、半分は脅しまがいのような、この録音テープの、これを見ますと思えるんですけれども、そういうところでおっしゃっていたのではないのかなということと、やっぱり理事者と一緒に行ったということは、理事者が議案を上げておる議案の案件について訪問されているわけですから、理事者との癒着ということがもう当然考えられますし、組合議員ではない方がいらっしゃるということは非常に問題だと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。
- ○証人(佐々木一郎君) 木村委員のおっしゃるのも、今、どう理解していいんか、私、お聞きしておって、どう答弁したらいいんか考えておったんですけども。25日に本会議があるんで議案書がもうとっくに届いていると。そんなこと私、組合議員でないんで、議案書のことは全く分かりません。議案書なんて、組合議員じゃないんで、分からんです。25日に本会議があるということも、私、組合議員なら分かりますけど、組合議員でないので、それも分かりません。

それでそのテープの内容、私は自分の発言したことを、テープになって聞かせてもらっていないので、テープの内容にこう書いてある、こう書いてあるんだとおっしゃられるんですけども、もう私が、池田町で発言したことを1から10まで言えと、こんなん言えません。それに近いことを言ったのは事実かも分かりませんけども、木村委員さんは

テープを何遍もお聞きになって、今、質問されているんだろうと思うんですけども、私 は、自分の言った発言に対してのテープも聞いてないですし、議案書ももらっていない し、そういうふうなことで、それ以上のことをなんか回答せよと言われても、私はちょ っと困る。

池田町へ行ったのは、あくまでも、池田町の議員さんに――またこれ言うと、一緒のことばっかり言うってお叱りを受けるかも分かりませんけども、公平公正な立場でひとつ御判断をくださいよという、組合職員さんも今までの経過説明を全部やっていますし、私も、そのことについては少し説明をさせてもらった記憶はありますけれども、もう何せ自分の言ったこと、何分ほどしゃべったんかも定かでないですし、テープにこうやって言われるのも、それが事実なんです。

- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- O10番(奥村義則君) では最初の項目ですね、森川氏にかけた電話の内容の部分ですけれども、証人は誰に頼まれたのかというところで、誰にも頼まれていませんというようなお話がありました。玉邑議員に依頼されたのかというところで、違いますというようなお話でしたね、たしか。私は吉川地区の人間なんですけども、その吉川地区のある料理屋さんに、佐々木市長、玉邑議員、そして証人が、その料理屋さんで会っているということ、これ近隣の住民、かなり複数の方から聞いています。そのときに、そういうようなお話があったんじゃないかなと私は思っているんですよ。そういうようなことはありましたか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。
- ○証人(佐々木一郎君) 奥村委員はどうか知らないですけども、私も以前から、議員になってから、鯖江の議員さん、いろいろ、なったときから意見の交換会はさせていただいています。意見の交換会をしている中で、こういうふうな案件について、ひとつ意見交換会をしようというふうなことで、私は飲食したことは1回もありません。ただ親交を深める、いろんな情報交換する、ですけども、1つの事柄に対して意見交換会を持ったことは、私、先ほど公務員という話が出ました。私、公務員38年ほどやらせていただきましたけども、飲食の場はあくまでも懇親を深める、親交を深める場であって、そんな仕事のことに対してああやこうやいう、ということで私は、職員の時代から、公務員の時代から、そういう飲食の持ち方をしたことは1回もありません。今、奥村委員が言われるようにそういう話があったんでないかというようなことは一切ございません。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- **〇10番(奥村義則君)** では、その吉川地区内にある料理屋さんで、市長と玉邑議員と証 人が会ったというのは、認めるわけですね。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。
- **○証人(佐々木一郎君)** いつ会ったんかということも分かりませんけども、私、先ほど申しましたように、議員になってもう10年たちますので……。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。

- **〇10番(奥村義則君)** 3人で会ったというのは事実なのか……。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。
- **○証人(佐々木一郎君)** いつのことおっしゃられているんか分かりませんけども。いつのことか分かりませんけども、会った。会ったけども、先ほど言いましたように、そんな仕事の内容等については、一切話もしていません。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- **○10番(奥村義則君)** その内容を聞いているんじゃなくて、3人で宴席の場を持たれたかどうか、それは認めますかということを聞いているだけなんです。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 佐々木証人、聞かれているのは、会ったか、なかったか、そういう場を設けたかどうかということを聞いているんです。
- ○証人(佐々木一郎君) 3人でという、その場はないです。3人で設けたっちゅう場はないです。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- **〇10番(奥村義則君)** じゃあ、4人やったらあったんですか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。
- **○証人(佐々木一郎君)** 4人やったら会ってる、5人やったら会ってるって、そんなこともありません。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- **〇10番(奥村義則君)** じゃあ、近隣の住民の方が、言われて、私はそれ聞いているんですけども、その方らが言ったのが、うその発言ということになりますね。そうですね。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。
- **○証人(佐々木一郎君)** 近隣の住民というのがどういうふうな方か、私、分かりませんけども、本当にそれが真実性があるんかないか。私、ここで白黒つけえって言ったって、私は白黒はつけられません。住民の言うのが正しいんか。ですけれども、私は、そのことについては否定をします。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- **○10番(奥村義則君)** 違った質問をしますけども、証人は、去年の4月11日に、この部屋で、組合議会の全員協議会がございました。傍聴に来ていますね。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。
- ○証人(佐々木一郎君) はい、来ています。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- **〇10番(奥村義則君)** その傍聴に来たときに、佐々木市長が、いわゆる議長から出された5つの事実確認ということで、その5つの内容について、全部事実ではありませんって言ったんです。それを覚えていますか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。
- **○証人(佐々木一郎君)** 確かに、4月11日に傍聴に来ましたけども、今、奥村委員が5つとおっしゃるんですけども、言われますかというと、言われません。

- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- **〇10番(奥村義則君)** 証人は、その市長が言われた議長から出された5つの項目に対して、事実確認に対して全て事実ではございませんという発言があった。それを覚えていますか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。
- **○証人(佐々木一郎君)** 4月11日にですか。4月11日に。覚えているって言われりゃ、 そう答えたほうがいいんかも分かりませんけど、ここで、さあどっちやって言われたら ちょっと返答に困ります。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- **〇10番(奥村義則君)** 池田町に行ったときに、佐々木市長が、その5項目に対して事実 はありませんという返事、そして、何かあったら私が責任を取るという、市長はそうい う発言をされたんです。それを証人は信じてっちゅうなことがテープに出ているんです。 それを信じて妥当な判断をしてくださいというようなことを言っているんですよ。 それも覚えてないんですか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。
- ○証人(佐々木一郎君) テープの内容については、私、言ったこともテープも聞かせてもらったこともないし、聞いたこともないんで、池田で、木村委員も奥村委員もテープにそうなっているんやと。で、事実や、もうそのテープが事実だと思いますので、私の記憶の中では、先ほども言いましたけども、自分が言ったこと、全部を今把握しているかっていったらもう半年前の話ですので、それは把握してないですけども、木村委員も奥村委員も、テープにこうやと、テープがこうやで間違いないだろうって言われても、自分の言ったその発言を全部覚えているかというと覚えてないですけども、テープを聞いてこうやって言われれば、もうそりゃ、私としては答弁のしようがないです。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- **〇10番(奥村義則君)** 反訳されているんです、テープは。文字化されているんです。文字化になっています、文字にもう示されています。反訳されています。その中にそういう、証人が発言している内容がちゃんと文字になっています。ですから、私は言っているんですよ。

それと……

- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 奥村委員。
- O10番(奥村義則君) 4月11日、ここで全員協議会があったその夜、越前町のある料理 屋さんで、証人をはじめ、組合議員、鯖江の組合議員も入っていたのかなというふうに 思いますけども、組合議員でない議員も入っていたというふうに聞いているんです。これは事実ですか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。
- **〇証人(佐々木一郎君)** それは事実ではありません。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。

- **〇10番(奥村義則君)** 事実ではないということでありますけども、これは越前町民、また、越前町議会の議員のほうからも、そういうようなことがあったというのは、私の耳に入っています。それでも、事実ではないというふうに言われますか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。
- **○証人(佐々木-郎君)** 4月11日、ちょうど傍聴の晩ですね。それで、越前町でっておっしゃったんですね、組合議員も入っている。そういうことは一切ありません。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- ○10番(奥村義則君) 今年の、新年開けて、丹南ケーブルテレビで年賀の挨拶が放映されております。越前町議会の笠原議長は、町の財政運営が大変厳しいというような御発言をしております、このときに。組合議員には、新ごみ焼却施設建設の設計価格132億円に対し、2者による競争入札となれば、少なくとも20億円以上は低い価格で落札されるというような説明を受けておりました。しかし、残念なことに1者による入札の結果、150億円で落札となりました。越前町、鯖江市にとっては、応分の負担増となりますけれども、越前町議会副議長のお立場の証人、または旧織田町役場では収入役も務められたという、そういうポジションに勤められました。そういうお立場で、どういうふうに負担増について感じているのか、お聞きしたいと思います。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。
- ○証人(佐々木一郎君) 奥村委員が一番最後に、旧織田町で何々だというようなことを言われるのは、私ちょっと心につっかえるんですけども、それは別にしまして、今、奥村委員がおっしゃられたこと、当然、鯖江広域衛生組合では、入札については細心の注意を払って執行しているんだろうと思うんです。それで、私も、2018年から2年間、この鯖江広域衛生組合の新炉建設に対して、検討委員会も持ちました。今の稼働している施設についても、そこの施設の見学をしました。先進地視察で滋賀県のほうへも行っています。検討委員会もありました。ほんで私は、越前町の議員の代表として、検討委員会にも入っていました。鯖江は、木村委員さんが入っていらっしゃったと私は記憶しているんですけども。そんな中で、だんだん耐用年数も近づいてくる、メンテナンス料もどんどん増えてくる。そういう中で、検討委員会を持ち、先進地視察もし、今の施設の見学もした中で、これでは、もうメンテナンス料もどんどん増えてくる。これは、近い将来、鯖江広域衛生組合としては、やはり、新炉建設は、これは避けては通れない大きな事業だというようなことを、私は私なりに判断をしました。

それで、今、奥村委員がおっしゃられること、こうなったことによって、これだけ負担増が出てきているんだというふうなことについては、私はもう、はっきり数字をおっしゃられましたけども、それについては、ちょっと私コメントできないんですけども、とにかく、もうこの金額的なことは別にして、新炉建設は避けては通れないというふうなことで、奥村委員は1社やったさかいにこうなったんやと。これだけの越前町の負担増になっている。越前町の負担増になれば、当然鯖江市の負担増にもなるわけですけども、私は2年間、議員をやらせていただいて検討委員会にも参加し、いろんな形で議員

の立場として活動してまいりました。それで、その……

〇委員長(丹尾廣樹君) 証人に話しますけど、これにつきましては、負担増についてどのように感じたかということで、証人は、これについてはコメントできないと、こういうふうにお答えになったと思うんですけども、御回答は短くしていただきたいなと思います。

佐々木証人。

○証人(佐々木一郎君) 負担増についてどうお考えになっているんかということなんですけども、これ、これはもう当然、鯖江と、それから、越前町のほうで、十分検討委員会を加えて、金額をはじき出して、それも金額も範囲内に収まっているというふうなことで、私は、その金額については、1社であろうと2社であろうと、これはもう鯖江と越前町のほうで協議をして出した金額であって、それはもう、奥村委員は奥村委員の立場で、これは高いんだと。1社になったで高い、2社になると安くなるって、私はそんなものではないと思いますので。

最後になりますけども、副議長の立場でとおっしゃられたんで、一言申し上げます。 私は、この新炉建設については、これは必要なものだというふうなことで、今までも、 議員ではないですけども、機会あるごとに、越前町の町民の人には、これはもう大事な ものだと、ぜひ理解をしてください。当然そうなると、越前町は……

- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 分かりました。演説の場ではありませんので。
- ○証人(佐々木一郎君) 今後とも越前町民に対して……
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 証人の回答は分かりました。 最後にお願いします。
- O10番(奥村義則君) 最後にもう一点だけ。越前町議会から衛生施設組合議員に選出された議員1人が、昨年11月末日をもって辞職されましたよね。それに伴い欠員ができました。その欠員を補うために選出をしなくてはならないということで、若い議員もやりたいというようなお話があったそうですけども、証人が自ら手を挙げて私がなるということでなったということになりました。その組合議員に入りたいという理由は何でしょうか。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人、簡潔にお答えください。
- ○証人(佐々木一郎君) それは、今、組合議員は、4地区ありますので、4地区で1人ずつ出しております。私は、旧朝日町です。旧朝日町の議員さんが、議長を入れて4人選出されております。それで、協議をして、決めたんです。どうですかということで聞いたところ、やりたいという方がいなかったんで、それじゃ私がやらせてもらいますということで……。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 今の関連ですか。
- O10番(奥村義則君) ほかにいなかったということですか、朝日地区で。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。
- ○証人(佐々木一郎君) いなかったんじゃなくて、4人で協議をしました。4人で協議

をして、ほんで決めたんです。どうですかって、私のほうから働きかけたら、いいです よという回答があったんで、それじゃ私、組合議員としてやらせていただきますという ことで組合議員になりました。

- **○10番(奥村義則君)** 最初は、その朝日地区の中の、4人の中の一番若手の議員やと思うんですけども、やりたいというようなお話があったのは事実ですね。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。
- **○証人(佐々木一郎君)** 私のほうで話をしたときに、本人から回答があったらどうぞということになるんですけども、本人からはっきりした回答がなかったんで、じゃあ私のほうでやらせていただくということで話をしたわけなんです。それ以外何もありません。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 菅原委員。
- **〇20番(菅原義信君)** 1点だけお尋ねしておきたいと。

先ほど委員長からも質問があった項目ですけれども、若干角度を変えて質問させても らいたいと思います。

今までのお話を聞いていると、佐々木証人は、公務員生活が三十数年間あったと。そして、その中で、非常に高い地位まで公務員として職務に就いたと、こういうことが分かったわけなんですけれども、恐らくそういう中において、いわゆる自分の部下といいますか、職員を指揮監督あるいは指導すると、こういう場面も随分たくさんあったんだという具合に思います。そういうことを前提にしてお尋ねいたしますけれども、今回、池田町に行かれた場合に、いわゆる組合職員といいますか、課長ですから、管理職ですね。提案者側なんですね。提案者側の職員を一緒に同行して、議員が、他の議員のところに話に行くといったような場面というのは、佐々木証人は経験したことはありますか。

- 〇委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。
- **○証人(佐々木一郎君)** 公務員生活の中であったかないかということですけども、相当昔のことなんで、いろんな経験を私、してきていますので、今、ここで菅原委員がおっしゃることに対して、白黒であったかないかって言われると、ちょっとそれも返答に困る。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 菅原委員。
- O20番(菅原義信君) ちょっとそういう点で、だから佐々木証人の見識を問うているわけなんです。つまり、どういうことかというと、先ほど宴席を持つというのは、宴席のそれなりの信条といいますか、宴席の持ち方の。あるいはそういう酒を飲む場合の見識といいますか、そういうことを先ほどおっしゃったわけなんですよ。だから、やっぱりいろんな場面においてそういう見識、あるいは信条といったものが多分おありだと思うんです。議員になられても相当たっているわけですけれども、提案者である職員と議員が同行して、他の議員のところに説得に行く、あるいは話に行くだけでもいいですけれども、そういうものは適正なものであるのかとお考えですか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 佐々木証人。
- **〇証人(佐々木一郎君)** どちらかを言えということなんだと思うんです。どちらかを言

えということになると、菅原委員がおっしゃることが、私は一理ある気はします。

○委員長(丹尾廣樹君) いいですか。

それでは、各委員からの質問、出ましたので、以上で、佐々木一郎氏に対する尋問は 終了いたしたいと思います。

本日は長時間にわたって御証言をいただき誠にありがとうございました。退室いただいて結構です。御苦労さまでした。

○証人(佐々木一郎君)退室

○委員長(丹尾廣樹君) 休憩いたします。再開は午後1時30分とさせていただきます。

休憩 午後 0 時08分

再開 午後1時30分

○委員長(丹尾廣樹君) 再開いたします。

それでは、本日3人目の証人喚問を行います。

傍聴人および報道機関の入室につきましては、午前中に許可いたしておりますので、 入室を認めます。

なお、報道機関による録音につきましては、秘密会とする場合を除いて録音可として おりますが、撮影につきましては、証人が交代しておりますので、改めて報道機関によ るカメラ撮影についての可否を決議してまいりたいと思います。証人喚問につきまして は、証人が証言をしやすい環境づくりに努める必要がございますので、証人の意見を聞 いた上で、可とするか不可とするかを判断してまいります。本日3人目の証人でありま す福原敏弘氏に対し事前に確認しましたところ、報道機関によりますカメラなどの撮影 につきましては問題ありませんとの回答をいただいております。

それでは、採決いたします。

報道機関によるカメラ撮影につきましては、可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(举 手 全 員)

〇委員長(丹尾廣樹君) 挙手全員であります。

よって、報道機関によるカメラ撮影につきましては、可とすることに決しました。なお、傍聴人に申し上げます。

鯖江市議会傍聴規則に基づき、傍聴人は撮影および録音などは禁止となっております ので、よろしくお願いいたします。

また、同規則に基づき、傍聴人は私語を慎み、会議の妨害となるような行為は固く禁 じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここから証人喚問の進め方について申し上げます。

まず、私のほうから主尋問を行います。その後、各委員から関連尋問を行います。尋問の時間は運営要領におきまして2時間程度とされておりますことから、各委員からの関連尋問は10分程度を目安に行っていただきたいと思います。ただし、私からの主尋問において予定以上に時間を要した場合は、各委員からの関連尋問の時間を調整させてい

ただくこともありますので、御了承をお願いします。 それでは、証人入室のため、暫時休憩いたします。

> 休憩 午後 1 時32分 再開 午後 1 時33分 ○証人(福原敏弘君)入室

○委員長(丹尾廣樹君) 再開いたします。

福原敏弘氏におかれましては、本日はお忙しいところ御出席いただき、誠にありがと うございます。本委員会の調査のため御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。

証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族に関係があり、またはあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害する事項に関するとき。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項についての尋問を受けるとき、以上の場合は証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、申出をお願いいたします。

もし、これらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合は、宣誓をさせなければならないことになっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことができません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処 せられることになっております。

以上のことを御承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人および報道関係者も含め、全員御起立をお願いいたします。

(全員起立)

- ○委員長(丹尾廣樹君) それでは、証人は宣誓の朗読をお願いします。
- **〇証人(福原敏弘君)** 宣誓書、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付

け加えないことを誓います。令和5年1月23日。福原敏弘。

- **○委員長(丹尾廣樹君)** それでは、証人は宣誓書に署名をお願いします。
 - ○証人(福原敏弘君)宣誓書に署名
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** それでは、皆さんお座りください。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求める範囲を超えないこと、 発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなさるようにお願いいたします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から御発 言いただき、また、ゆっくりと端的にお願いいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いい ただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に対し十分に配慮されるよう御注意いただくとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより、福原敏弘氏から証言を求めます。

最初に私、委員長から主要な事項をお尋ねし、次に各委員から関連事項についての御 発言をお願いすることにいたします。

では初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは福原敏弘さんですか。

- 〇証人(福原敏弘君) はい、そうです。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入いただいております確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。
- **○証人(福原敏弘君)** 間違いありません。
- ○委員長(丹尾廣樹君) それでは、私からあらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いいたしますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させてもらいます。福原敏弘氏は、事実を率直に述べていただければ結構です。知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構です。

それでは、まず最初に、私のほうからさせていただきます。

質問項目は、池田町の組合議員への訪問についてであります。 1 点目、池田町組合議員への訪問は、誰の呼びかけがありましたか。

- **〇証人(福原敏弘君)** 行った3人の同意だと思います。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 誰の呼びかけがありましたか。
- **○証人(福原敏弘君)** 呼びかけはありません。3人で話をしていたときに、そんなら行きますかという話で、誰が1番、誰が2番というのはなかったと思います。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** その呼びかけはいつありましたか。 福原証人。

- **○証人(福原敏弘君)** ちょっと日付的には記憶にありません。思い出せません。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 池田町へはどのような目的のために訪問したのでしょうか、具体的に教えていただけたらと思います。 福原証人。
- **○証人(福原敏弘君)** 今、新ごみの建設ということで、私たちは妥当な判断をしていただきたいということで、気持ち的には賛成の気持ちで訪問させていただきました。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 組合員でもない証人が、組合管理者を――今、妥当な判断、それから賛成してほしいというような意向という部分で、証人が組合管理者をどちらかというと擁護するほうになると思うんですけども、その理由は何でしょうか。 福原証人。
- **○証人(福原敏弘君)** 今の市長は、もともと私たちの会派だったので、やはり会派を組んでいた以上、思いが同じということで、擁護ではありませんけど、そういう気持ちでいます。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 玉邑議員は、石川議長が池田町の組合議員のところに行ったから、自分たちも行ったと証言しました。このとおりで間違いないでしょうか。 福原証人。
- ○証人(福原敏弘君) 私たち…、私が聞いたのは、その後だと思います。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 行った順番ですが、玉邑議員は、組合議員のところに行ったから、自分たちも行ったと証言したんですけども、この順番というのは間違いありませんか。

福原証人。

- **○証人(福原敏弘君)** お互いにアンテナの高さが違うんで、私は後から聞いたということです。
- ○委員長(丹尾廣樹君) そうですか。 組合職員が同行していますが、訪問前から分かっていましたか。 福原証人。
- 〇証人(福原敏弘君) 分かりませんでした。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 組合事務局職員同伴で、池田町以外の組合議員宅へも出向いたのでしょうか。

福原証人。

- **○証人(福原敏弘君)** 宅へは行っていませんけど、福井市は行きました。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** このことで、多数派工作を行ったとされていますが、心当たりはありますか。

- **○証人(福原敏弘君)** 多数派工作に関しては一切していないと、自分では思っております。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 多数派を形成するための行為は、議員の正当な活動の1つであ

- ると考えますけれども、それとも何か違うと考えますか。 福原証人。
- **〇証人(福原敏弘君)** それは正当な行為だと考えております。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 多数派工作のための職員同行は、倫理上あり得ないと思いますが、そうした意識はなかったのでしょうか。 福原証人。
- **〇証人(福原敏弘君)** その当時は一切思いませんでした。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 今はどうですか。
- **○証人(福原敏弘君)** 今は、倫理上というのが引っかかるところでございまして、その 当時は、今ほど言ったように、間違ったことを言わないために同行していただいたとい う考えでおります。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 証人は、池田町の組合議員に対し、ちょっと嫌な話をさせてもらうと――これテープの反訳です。ちょっと嫌な話をさせてもらうと、市長選からの絡みがあり、そうした裏の話もさせてもらい、25日に判断していただきたいと言っておられますが、市長選と新ごみ焼却施設整備とどのように関係していると言えるのでしょうか。

- **○証人(福原敏弘君)** 関係はしてないんですけど、I氏が市長選で出陣式のときにおいでいただいたということだと思います。
- **○委員長(丹尾廣樹君)** 今、アイシって言われましたけど、アイシの意味合いは。
- **○証人(福原敏弘君)** ABCのI氏。これははっきり相手方の名前って言えばいいんですか。
- ○委員長(丹尾廣樹君) はい、どうぞ。
- 〇証人(福原敏弘君) 岩﨑氏。
- ○委員長(丹尾廣樹君) これも音声の反訳ですけども、証人は、焼却炉は2つあるけど、 1つは動いていませんので、もう一つの炉の部品も入ってこないといった発言をしておりますけれども、これは事実と異なる発言をしておるように感じます。なぜそのようなことを池田町の2人の組合議員に話したのか、その理由はどこにありますか。 福原証人。
- ○証人(福原敏弘君) 私は、一応、そう信じていました。10年前ですから、私が市議選に出たときに、私も衛組に所属をしておりまして、そのときから、1年1億円貯めて、10億円で炉をなぶらなあかんのやということで、入った当時にそういう話を聞かされたと。その後に、新ごみ場を視察、何年か後に視察に行ったときに、極端な話、配電盤のリレーがもう製造されていないということで、1つの炉が駄目な場合は、片方のリレーを使用しなきゃいけないんだというお話も聞かせていただきましたので、私は現時点ではそうなっているんかなという事実で発言をさせていただきました。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 今、証人は、そうなっているんかなという事実で話をさせてい

ただいたと言いましたけども、そうなっているんかなという想像ではないですか。

- 〇証人(福原敏弘君) 想像です。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 想像ですね。

その後も、焼却炉は1つ動いていないという部分につきましては、これは、池田町の組合議員さんは壊れているというようなことで聞いたけどということで問い直しておりますね。そのときに、今、言われたように10年前の話というか、それを、いつ壊れてもおかしくないというような形で言い直されてたと思いますけれども、これは認めますね、こういう言い方をされたということにつきましては。

福原証人。

- ○証人(福原敏弘君) 今、委員長言われたように、池田町議が聞き直したというのは記憶にないんですけど、そのときの話では。今、言ったように、もう炉が――炉といってもいろんな部分があると思いますので、私は炉自体でなしに、そういった配電盤のリレーとか、そういった電気的なものが、もう寿命に来ているというのをお伺いしたことはありますけど、それで自分なりにそういう判断をしたというのが現実だと思います。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 相手は、そういうふうな形というか、そこのところを完全に焼却が壊れているというような形で取っていると思います。そして、同行した職員もそこまでは知らなかったと、こういう会話が残されております。このことを話されたことについては、証人は認めますね。
- 〇証人(福原敏弘君) 認めます。
- ○委員長(丹尾廣樹君) ただし、証人は市長派やけど──これも録音ですね、市長に非があったら、僕らも8月25日の議案には反対しますね、しっかりと、と池田町のお二人に発言しておりますけれども、昨年の12月20日の清水組会長の証言内容は御存じだと思いますけれども、今の市長との食い違いが何点か生じておりますけれども、今でも市長に非はないと断言できますか。

- **○証人(福原敏弘君)** 先ほども言いましたように、やはり同じ思いで会派を組んだということで、そういう思いはありますけど、あと清水組と市長との意見が食い違っているというのは、ちょっと私としては問題外、問題外といいますか、それに対して意見を述べられるべきではないと思っております。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 意見を述べる立場にないと、こういうことですね。 証人をはじめ、玉邑議員、越前町 佐々木副議長、組合職員が行った行動、そしてそのときの発言などによる多数派工作は、今は間違っていたとは思いませんか。 福原証人。
- **○証人(福原敏弘君)** 先ほども言いましたが、工作をという言葉に関しましては、私は 否定をさせていただきたいと思います。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 以上で、私からの主尋問は終わりたいと思います。 次に、関連尋問を各委員からお願いしたいと思います。

帰山委員。

○8番(帰山明朗君) お疲れさまです。証人にお尋ねをしたいと思います。

先ほどの委員長からの質問の中で、多数派を形成するための行為は議員の正当な活動の一つであるかどうかということに、それは議員としての正当な活動であると、多数派を形成すること。一方では、今回、調査事項になったのは、職員さんと一緒に行った中で、職員さん自身が多数派を形成するための行動を取ったかどうかというところだと思っています。

福原証人が、池田町に職員さんも一緒に行かれたことはもう間違いないんですけれども、そのときの職員さんの言動の中に、そうした、いわゆる多数派工作を職員自らが行ったと思われるような言動があったかどうか、何か記憶にあれば。我々、反訳自身を委員全部もらっているんですけれども、冒頭にその職員が話している中身であると、経過説明をさせていただきたいという形で発言されているんですけども、職員による多数派形成のための行為があったかどうかについて、同行された証人について何か覚えていることとかはありますか。

- 〇委員長(丹尾廣樹君) 福原証人。
- **○証人(福原敏弘君)** 職員も一緒に行きましたけど、経過説明ということで、先ほども言ったように、部外者ですから、新ごみの話については分からないところもあるということで同行をされたと思っております。その経過の話をした後は、一切、発言をした記憶が私にはないと。職員が。
- ○2番(江端一高君) 私からはありません。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 林下委員。
- ○1番(林下豊彦君) ありません。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 木村委員。
- ○14番(木村愛子君) やはり一番大きな、福原証人自体にお聞きしたいのは、先ほど、議員になったときに、10年ほど前に組合議員でもあって、そのときに知見として得たものを引きずって、池田に訪ねたときも、御自分の意見としておっしゃったと。そこへ職員も同行していたけども、いやいや、福原議員、そんなことではございませんよという否定をしなかったから、職員にもその罪が問われると思うんですけれども、うそを実際、その後で組合議会でかなり問題になりましたから、1 炉壊れているんかと、使えないんかと、いや、そんなことございませんと。委員長が先ほどずらずらとおっしゃいましたけど、池田町へ行ったときに、品川課長がそう言っているのではないんですね。後で組合議会のときに品川課長に確かめたら、そういうふうにおっしゃったけども、炉は壊れておりませんというふうに――少々傷んできて、寿命は短くなってきているけども、ちゃんと稼働していますということだったように思いますが、ということは10年前を引きずりながら、池田で説明をされたというふうに理解すればよろしいでしょうか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 福原証人。
- **○証人(福原敏弘君)** 木村委員が言われたように、私もなったばかりの時期でございま

したので、それから10年後ということは、もう炉がもたないんじゃないかという想像で話をさせてもらって、私もそう信じていましたし、確認はしてなかったというのは、ちょっと発言する前に確認をすればよかったんですけど、職員にも、そのとき反論もなかったので、事実かなということで話をさせていただきました。

- 〇委員長(丹尾廣樹君) 木村委員。
- 〇14番(木村愛子君) 池田町での話は、職員を伴った話は、職員を同行しているということは、特別、多数派工作のために同行してもらったんじゃなくて、経過を説明してもらうためだというようなことはおっしゃっておられますけど、この反訳されているものをしっかり何回も、それこそ何回も読み返しておりますと、品川課長は、どうしても、もう今回御承認いただきたいと、案件についてそういう言葉を出していますね。反訳されています。これはもう品川課長と一緒になって、要するに職員と議員が一緒になって、議案成立に、可決に向けて動いたというふうに取られても、私の日本語能力ではそういうふうに思いますけども、それでも多数派工作ではないというふうにおっしゃるんでしょうか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 福原証人。
- **○証人(福原敏弘君)** 私の記憶の中では、そうあったんかもしれませんけど、最終的には妥当な判断をお願いしますということで、引き上げさせていただいたという記憶はあります。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 木村委員。
- ○14番(木村愛子君) それは、議員の認識と、課長自身が建設に向けてそういう御判断をいただきたいと申し上げていらっしゃいますので、この反訳されているほうが正しいそのときの会話だと思いますので、証人の言ってられることと違ってきても、それはそれぞれの解釈ですから、私は、この当時の品川課長の文面から多数派工作だなというふうに──否定されても多数派工作だなというふうに考えますけれども。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 福原証人。
- **○証人(福原敏弘君)** 品川さんが発言したというのが覚えがありませんので、先ほど言ったように、最初に、今までの経緯といろんな怪文書も含めて話をされたというのは覚えていますけど、その中身については、実際、記憶にないっていいますか、思い出せないのが現実です。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- **〇10番(奥村義則君)** 先ほどの委員長のほうからあった質問で、玉邑議員は石川議長が 池田町の組合議員のところに行ったから、自分たちも行ったと証言したが、そのとおり で間違いないかという、その回答は、その後に分かったというような回答でしたね。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 福原証人。
- **○証人(福原敏弘君)** それで玉邑さんはもっと早く気づいていた、アンテナを上げてて知り得たのかもしれませんが、私は、その後で聞きましたということです。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。

- **〇10番(奥村義則君)** 実は、組合のほうから池田町の議員にアポを取ったのが12日なんですね。そして、石川議長が行ったのは13日なんですよ。そうしますと、議長が行ったから行ったんやという玉邑議員の証言は虚偽発言になるんです。それが事実であるとすれば。そうなんです。そう思いますね、どうなんですか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 福原証人。
- ○証人(福原敏弘君) 玉邑議員がそう述べたのがどうかというのを、私も玉邑さんがどこで誰から聞いたのかというのも分かりませんし、先ほど言ったように池田へ行くというのも、話をして双方で行きますかという話になったので、そこら辺、事実かどうかって私に聞かれても……。今、奥村委員が言われたように、日にちがずれてどうのっていうのは理解はしましたけど、違いますということはちょっと控えさせていただきたいと思います。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- **○10番(奥村義則君)** 理解はしていただいたということですね。分かりました。 それでは、午前中に越前町の佐々木一郎証人が、ここに来ました。そのときに、どうして行ったんですかという林下委員の質問に対して、職員が迎えに来たと言ったんです。 そして、4人が1台で行ったという話です。それは認めますか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 福原証人。
- 〇証人(福原敏弘君) それは認めます。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- O10番(奥村義則君) そうしますと、先ほど、今、証人の答弁ですね、職員が同行というのは知らなんだというようなことをおっしゃったと思うんです。おっしゃいましたよね。そうしますと、例えば迎えに行くにしても、そのことに関して、佐々木一郎さんのところに迎えに行って、今から福原さんのところに行きますよということにはならないと思うんです。前の段階に、何時頃迎えに行きますよという、話になると思うんですけど、迎えに行きますという連絡はいつあったんですか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 福原証人。
- **〇証人(福原敏弘君)** 行く前日ぐらいです。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- **〇10番(奥村義則君)** そうしますと、職員が同行するということは、その時点で分かっていたということなりますよね。そう思いませんか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 福原証人。
- **○証人(福原敏弘君)** そのときに話したのは、どうやっていこうかと3人で話をしていたら、迎えに来るという話になったんで、ああそうですかというぐらいで、3人で、前日かどうかは記憶にないんですけど、どうやって行こうかという話はしましたよ。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- **〇10番(奥村義則君)** 今、証人が答えた内容というのは、ちょっとかなり無理があるなというふうに思いますし、前もって、同行するのは分かっていたというようなことにな

ると思います。

- 〇委員長(丹尾廣樹君) 福原証人。
- **○証人(福原敏弘君)** 行く前って言えば、そうなりますけど、今、奥村委員の言うように、前もってというのが二、三日前なのか、1週間前なのかっていろいろあると思うんですよね。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- ○10番(奥村義則君) 組合事務局の職員が、12日にアポを取っているんです、池田町に 寄してもらいますと。12日なんです。行ったのは、15日じゃないですか。そうしますと、 少なくとも12日から14日、いやもう13日ぐらいには、通常ですと連絡があると、そう思 います、私は。その日にあったんですか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 福原証人。
- **○証人(福原敏弘君)** 大変申し訳ございませんが、そういう細かいところまでは、もう 分かりません。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- **〇10番(奥村義則君)** 先ほど、事前に分かっていましたかって言ったら、分かっていませんでしたという答弁だったので、私は尋ねているんですよ。少なくとも、その日ではないというふうに私は認識します。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 福原証人。
- **○証人(福原敏弘君)** 私、うる覚えの印象で前日ぐらいだったとは思うんですけど、それまでは、車どうやって行こうかという話はしていたように思うんですけど。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- **〇10番(奥村義則君)** 証人も、はっきりしたことを覚えていないというような感じで、前の日ぐらいかなというような発言がありましたけども、これにしてもですよ。前もって同行するのは変わっていったということになりますね。なります。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 福原証人。
- **○証人(福原敏弘君)** それと、前もって同行しても、連れて行っていただくだけの話かなとも思ってみましたよ。前日かもしれません。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- O10番(奥村義則君) 先ほど木村委員も尋ねましたけど、10年前にという、組合議員になって、いろんな組合からの説明で、毎年、億単位ぐらいかね。そういうお金をつぎ込みながら直してきたと、そういうような状況の中で、想像の中で壊れたという発言があったのかなと。想像の中でそう思っていたという、そういう発言が本当に適正な発言かどうか。想像の域で発言をしたということ自体が、非常に問題があると思うんですけども、どう思われますか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 福原証人。
- **○証人(福原敏弘君)** 問題があるって言われてもそう信じていたものですから、問題意 識はないというのが現実ですけど。

- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- **○10番(奥村義則君)** ですから、想像で物が言えるかどうかという、それほど重要なことだと思うんですよ、今回の件は。それを尋ねているんです。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 福原証人。
- **○証人(福原敏弘君)** 今、言われたように、想像で人に物を言っていることはいかがな もんかなとは思います。
- ○委員長(丹尾廣樹君) ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(丹尾廣樹君) ないようですので、それでは以上で、福原敏弘氏に対する尋問 は終了いたします。

本日は長時間にわたって御証言をいただき誠にありがとうございました。 退室いただいて結構です。御苦労さまでした。

○証人(福原敏弘君)退室

○委員長(丹尾廣樹君) 以上で、証人喚問は終わりとなります。

休憩します。再開は2時半といたします。

休憩 午後2時09分 再開 午後2時30分

○委員長(丹尾廣樹君) 再開いたします。

それでは続きまして、第3、協議事項に入ります。

次回委員会での証人喚問についてを協議してまいります。

以前、不出頭申出により、証人喚問を延期しておりました堀田哲三氏につきまして、事務局が日程調整を行ってまいりましたところ、令和5年2月7日火曜日は可能との連絡がありました。つきましては、出頭日時は令和5年2月7日火曜日午後1時30分から。出頭場所は鯖江市役所4階全員協議会室。証言を求める事項については当初と変更なく、1、公正取引委員会近畿中国四国事務所への告発について、2、告発文などの内容についてとしたいと思いますが、これにつきまして質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) 特にないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、堀田哲三氏の証人喚問について採決いたします。

出頭を求める証人名は堀田哲三氏。出頭日時は令和5年2月7日火曜日午後1時30分から。出頭場所は鯖江市役所4階全員協議会室。証言を求める事項については当初と変更はなく、1、公正取引委員会近畿中国四国事務所への告発について、2、告発文などの内容についてとし、議長に対して証人出頭要求することに賛成の方の挙手を求めます。

(举 手 全 員)

○委員長(丹尾廣樹君) 挙手全員であります。

よって原案のとおり、議長に対し証人出頭要求することに決しました。 その他、何かございますでしょうか。 木村委員。

- ○14番(木村愛子君) ちょっと、今日の委員会の審議、委員長が思っていらっしゃる流れとはあれかもしれませんけど、今日の奥村先生の証言を受けて、新たに事務──当時の最終的な修正案の、先生も委員長として御存じなかったということすら、それがそのまま選考委員会にかかってしまっているというところがありますので、やっぱり事務局職員、そのときの責任者として、局長クラスの証人をお願いしたらどうでしょうか。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 証人の出頭要求ということで、今、案が出ましたけれども、その前に、私のほうから1つだけ皆さんと協議したいと思います。

奥村氏に対する、今日は喚問をやりましたけれども、2つの修正ということで、大きな違いが生じました。これにつきましては、改めて証言を立証するための資料請求を行いたいなと、こんなふうに思うところです。これにつきましては、2つ考えております。

1つは、奥村氏に対しての資料請求という形になりますけども、10月14日に組合が説明に来た資料ということで、最終修正資料の提出を1点求めたいと思います。

2つ目は、組合のほうですけれども、第3回選定委員会の議事録についても、請求を かけたいなと、こんなふうに思うところでございます。

委員さんの御意見がありましたら。

奥村委員。

- **〇10番(奥村義則君)** ぜひお願いをしたいなというふうに思っています。できれば、今も委員会、やっていますので、ここで議決をしていただければいいのかなというふうに思います。
- O20番(菅原義信君) もう一遍言ってもらえんか。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 1点は、奥村氏に対して、証言がちょっと食い違っておりましたので、証言を立証するための2つの、大きな修正についての証言というのが、新たな証言が出てきました。この証言を立証するための資料請求を奥村氏に対して、10月14日の時点で説明を受けていないという部分をおっしゃられましたけども、その説明を受けた最終修正資料と、その組合から受けた説明に対する資料、これを請求したい。

それからもう一点は、この選定委員会の第3回に修正がありましたけれども、この第3回での選定委員会での議事録、どういう内容の話し合いがなされたのかということ、この2つを資料請求したいと思います。

- **O20番(菅原義信君)** その3回のというのは、いわゆる点数配分の変更をしたという、 その部分でしょうか。
- **○14番(木村愛子君)** 変更してない。 9月21日。
- **〇20番(菅原義信君)** 変更したのは、どこで変更したんやろう。
- **○14番(木村愛子君)** 10月14日。先生がおっしゃっていたのは……。
- **○20番**(菅原義信君) 9月21日やで。
- O14番(木村愛子君) 最終、第3回。
- **○委員長(丹尾廣樹君)** 9月21日の第3回の選定委員会の議事録、1点はね、これと最

終の10月14日に奥村先生が組合から受けた説明資料。 菅原委員。

- ○20番(菅原義信君) 今日の奥村先生の話を聞いて、やっぱり一番不審に思ったのは、ずっと長いこと構想委員会や検討委員会をずっとやってきていながら、最後の段階の中で、そういういわゆる、何というの、評価の点数配分の変更を行ったと。ここがどうも、なぜ、そういう段階でもって変更を行ったのかということに、やっぱり言ってみれば疑念というか、そういうものが非常に色濃く出たのではないかなと思うんやっての。だから、それがどういういきさつでもって、どういう経過の中で、そうしたことが起こったのか。だから、そのことが、委員会の中で審議をされて――どっかでされているはずやの。
- O14番(木村愛子君) されていない。
- **〇20番(菅原義信君)** されてないんやったら、されてなくて変わったということが…。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- **〇10番(奥村義則君)** 私が持っている資料を見ますと、9月21日、第3回、そのときに変更点、いわゆる環境関係が2点マイナスになったとか、そういうような部分に関しては審議されて、そこで議論がされているんです。決まっているんです。

もう一つは、その第3回の委員会以降に修正があった場合は、委員長一任ということも、そこで決定されているんです。ですから、今、菅原議員が言ったような内容も、どういうような形で議論がされたかというのは、第3回のときの議事録を見れば分かると思います。

- ○20番(菅原義信君) だから、それは9月21日が第3回やという。
- O10番(奥村義則君) そうです。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 林下委員。
- ○1番(林下豊彦君) 今、最終提出資料、何か……。疑義というか何か間違いがあったという委員長のお話ですけれども、何が、どこへ、誰の意見と食い違いがあったとおっしゃっているんですか。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 奥村氏は、その話は聞いてないというような証言がありました。 どこでそういうふうに変わったのか、私は聞いていませんという証言があったんです。
- **〇1番(林下豊彦君)** それは、誰の証言と違うとおっしゃっているんですか、委員長は。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** それは、委員長というのは、例えば、第3回のときに委員長が
- **〇1番(林下豊彦君)** いやいや、委員長というは、丹尾委員長は、誰の証言と奥村証人 の証言が食い違ったとおっしゃっているんですか。それが違っているから、今、何かを しようとおっしゃっているんですけど。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) そうです。
- ○1番(林下豊彦君) 誰の証言と奥村証人の証言の何が違っているんですか。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 9月21日は、選定委員会の最終だったんです。10月18日の公告

までは、その最終の選定委員会だったんです。ここでは、選定委員長として関わっておられます。それ以後の部分については、9月21日にもその部分が出ていまして、入札公告資料修正については、委員長の一任をもって承認することを決定しますと、こういうふうになっています。当然、変わった部分があるなら、委員長に、その後、そういう具合に変わった部分があるなら、委員長の承認がなければなりません。だけど、この部分については、私は聞いてないというような大きな発言がございました。これについては、確認する必要があります。それを確認するための資料として、奥村先生がおっしゃったのが、10月14日、組合が最終的に説明に来られたというようなお話があったと。その中でも聞いていませんと確実に明言されました。

- ○1番(林下豊彦君) 私は、先ほどの証人喚問の中では、14日に一応、説明は受けたというふうに私は聞いています。説明してないわけじゃないと思うので、もしかしたら一一何もしないでいいというわけじゃなくて、誤解があったのかもしれませんので確認する必要はあると思いますけれども、証言が食い違ったというのは、ちょっと今、その言葉に関してはちょっと理解ができないです。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- O10番(奥村義則君) いわゆる、1月13日、市長に尋問しました。この件についてもしているんですね。そして、修正に関しては、前もって委員長に全て報告しておりますという証言をしました。ですから、今日の午前中の奥村証人に関しての尋問の中で、そういう説明を受けておりません、資料にもちゃんと載っていませんというようなことやったんですよ。ですから、その食い違いというのはそこなんです。それを、この委員会としては、資料を提出していただいて、私たちが、それもしっかりと調査しながら、確認しながら、先生の言われていることは間違いないと思いますけども、それをこの委員会がやっぱり立証していく立場だと思います。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 木村委員。
- ○14番(木村愛子君) それは、私たち委員は、同じ資料を持っていると思いますので、3ページの委員長のところの11番の項目のところで、委員長が尋ねたときに、先生がおっしゃったのは、14日の説明の中にはこのことは入っていなかったとおっしゃったんです。18日の朝早急に入れたと、ここら辺も確認しないといけないと思いますし、18日の朝、公告前に入れていることは、ほかにもあるということは木村は気づいておりますので、やっぱりそこらあたりは、さっき奥村先生にお尋ねさせてもらえなかったけど、時間的なことで、やっぱりしっかりと先生と整合性を出していくためにも、先生はどこまでお聞きになっていたんですかという、どこまでの資料で委員長としての責任を持たれたんでしょうと。委員長としての責任がないということは、それ以上のことを組合事務局の職員が勝手にやったのかということになりますし、職員でそれだけの責任は持てませんから、管理者である首長が指示を出して、組合職員が委員長の許可なしに動いたとしか思えないので、議会としては、そこらあたりは、私ども組合議会の議員としては、しっかりそこはただしていきたいことですし、鯖江市としても応分の負担金を払うんで

すから、しっかり100条委員会できちっと真実をただしてほしいと思います。

○委員長(丹尾廣樹君) 木村委員にちょっと伺いますけども、今、18日というようなお話もされましたね。今、請求するのは、10月14日と、それから9月21日の議事録です。 それに加えて……。

木村委員。

- ○14番(木村愛子君) そうすると、14日の資料を頂きますと、それ以後に決めていることは、その14日の資料には、先生が今日知りませんとおっしゃったことは載っていないと思います。最終的な、入札公告告示、その直前に入っているのが幾つかあるんですよ。私の中では随所に変更が見られるというところ、18日直前に。いや、それは分かりますよ、私の持っている資料では18日に修正しているなというのがあります。そういうふうに書いてある。先生は持っていならんかもしれん……
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** ということは、10月18日に出された入札公告の資料ということですか。入札公告資料というんですか。
- **○14番(木村愛子君)** 14日の時点では、先生は知らないとおっしゃったんですから、先ほど。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** それも必要かということですか。
- **○14番(木村愛子君)** 先生がもう一つおっしゃったのは、ぎりぎりの直前で変更地点が 多かったというのが、18日にしているんです。

(発言する者あり)

- 〇委員長(丹尾廣樹君) 木村委員……
- **O14番(木村愛子君)** 自分の勉強ですから、それはいいです。自分としては、そう思います。14日では先生、それ以後のことは先生知らないって言っておられるんですから、どうやって動いたのかと、入札公告をしたのかということが必要なんじゃないでしょうか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。
- ○10番(奥村義則君) 18日に公告がされていまして、その最終的な打合せというのは14日なんですね。そこに届いている、先生の元に届いている資料というのは、いわゆるJVを組むその企業体の中に営業所も含むという文がなかったという形の発言を、朝されました。ですから、それは全然知らなかったということなんですね。ですから、その14日の時点でそれがなかった、これ最終打合せやったと思うんです。それ以降の変更があって、また、14日以降に、さらにそれ以外の変更点があってですよ、先生の元に何かあるんやったら、それは出してもらえばいいと思いますけど、恐らく14日で最終打合せということになっていますと、その時点で、先生の元に何か資料が届いているかというのは、あまりないのかなというふうに思います。あるならば、公告が18日ですから、公告を終えた時点で、資料がひょっとしたらあるかも分かりません。その辺ちょっと聞いていただいて、請求していただいたらどうですかね。
- **○委員長(丹尾廣樹君)** 取りあえず、14日の最終修正資料というんですか、奥村先生が

いただいている、組合側から説明を受けたという部分のものを、先生から出していただくということと、第3回の選定委員会の議事録と、この2本を請求したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〇14番(木村愛子君) 議事録は事務局に出す……。

(発言する者あり)

- **〇10番(奥村義則君)** 議事録を奥村先生が持ってられたら、奥村先生のほうに請求していただくのが一番いいかなと。
- ○20番(菅原義信君) 手続上はやっぱり……。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) 組合事務局。

ちょっとこの2点、皆さんにお願いしたいんで、採決させていただきます。

再度言いますけども、1点目は、奥村先生に対して資料を請求しますということで、10月14日の組合からの最終説明資料、これが1点。それから2点目は、組合事務局へ第3回選定委員会の議事録ということで、それぞれの請求先はちょっと違いますけども、一括で採決してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

〇委員長(丹尾廣樹君) では、この2点を請求させていただきたいと思います。 賛成の方、挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

〇委員長(丹尾廣樹君) 全員の挙手でございます。ありがとうございます。そのように させていただきます。

提出期限を議決しなきゃいかんことにもなっております。いつまでにしていただいた らよろしいでしょうか。

奥村委員。

〇10番(奥村義則君) 議長のほうから、要望を出していただくと言われますけども、もうできるだけ早く、一日でも早くということでお願いしたいなと。

(発言する者あり)

〇委員長(丹尾廣樹君) そしたら、提出期限でございますけれども、猶与も関係します ので、月末までにということで、1月末までに提出をお願いしますということで提出期 限を考えたいと思います。

これにつきましても、皆さんの了解を得たいと思います。

これも採決の部分になっています。これに賛成の方の挙手を求めたいと思います。

(举 手 全 員)

〇委員長(丹尾廣樹君) 挙手全員で、そのようにさせていただきます。

次に、先ほど次期の証人の案が出ました。

木村議員、途中で失礼しましたけども、次期の証人につきまして、よろしくお願いします。

〇14番(木村愛子君) 委員長の協議進行を妨げまして失礼しました。

今も問題になっておりましたように、委員長の先生に説明に行っておられて、これで 最終だというような説明をしておきながら、また10月18日には、どうも変更が、先生の 思っていらっしゃらないところで変更があったということは、やっぱりその当時関わっ た組合の職員、局長あたりに、そこあたりのいきさつは尋ねるべきじゃないのかなと。 先生も先ほど発言の中で、やっぱりどちらかに有利なような点数配分でもあったなとか、 先ほど地域貢献のところで、点数1点が7億円だという話も出しておられましたので、 何かよく理解できないまま、そのときシミュレーションをしていたら、どうだったのか なというようなこともおっしゃってられたので、局長に聞けたら、局長というか組合の 事務局代表、副管理者でもいいですけど……、やっぱりどっちがいいんだろう。

- **〇20番(菅原義信君)** 直接行ったのは、事務局長やの。
- O14番(木村愛子君) 局長ですかね。元職員の宮下さんになるのでしょうか。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 次期喚問者として、宮下前組合局長という意見でございますね。 そうしますと、もうほとんど、2月7日はもう最終となるように感じます。そこらで、 皆さんの意見を聞いておきたいなと、こんなふうに思います。よろしくお願いします。 奥村委員。
- **〇10番(奥村義則君)** 先ほど委員長のほうからお話がありました、事務局からありましたけども、2月7日、お昼1時半から堀田さん。これ決まりました。午前中が空いていますので、ここに宮下前事務局長を入れていただきたいなというふうに思います。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 今、奥村委員のほうから、2月7日の午前中に、宮下前局長を 喚問予定者にしたらどうかということがありましたけれども。 木村委員。
- ○14番(木村愛子君) 佐々木市長の答弁のときに、清水会長との食い違いがかなりあったし、玉邑議員の話からしても、市長は、世間一般の挨拶だったと、表敬だったと、それにしては2時間会っていたという時間はおっしゃられたので、玉邑議員、それから佐々木市長、清水会長の話が三人三様で食い違っている部分がやっぱりありますので、佐々木市長と清水会長の対質あたりは、もうその1点ですけれども、あったほうが、釈然としない部分がありますので、あったほうがいいのかなと、できれば、可能な範囲でやってもらったらどうだろうという思いです。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** ちょっと休憩入れます。休憩します。

休憩 午後2時59分 再開 午後3時01分

〇委員長(丹尾廣樹君) 再開します。

今、委員のほうから案が出ましたけれども、一応、資料請求とか、精査をやっぱり十分行った上で、次回の喚問予定者等を審議したらどうかなと、こんなふうにも思うところであります。これにつきましては、一応、時間的な余裕を持ってやりたいと思いますので、今日のところは、多分、これから今の喚問予定者を出します。それから質問内容とか、そういう質問項目とか、そういったところまではなかなか決められないと思いま

すので、これについては、今日の証人の証言内容、それから、今の証言を立証するため の請求資料、こういったものを精査して、次の喚問者を決めていきたいなと、こんなふ うに思うところでございます。

今日、最後の証言内容から、部分までは、項目とかそういった部分を、今、大きく出すところまでは意見としては出ないでしょう。

奥村委員。

- **○10番(奥村義則君)** 2月7日以降にもう一回、証人喚問をする日程を設けるということですか。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 意見の集約がまだ、今日ちょっと、お二人からは出ていますけども、なかなかできそうにないような雰囲気なので、追って、今日の証言内容の精査と、それから証言、今の求める資料という部分の精査をもって、証言の内容、また最終喚問の相手という部分が決められると思いますので、今日はここの程度で終わりたいなと、こんなふうに思うところです。

奥村委員。

- **○10番(奥村義則君)** ですから、いわゆる、2月7日以降にもう一回持つということ。 そういう理解でいいということですか。
- 〇委員長(丹尾廣樹君) そうです。
- **〇10番(奥村義則君)** 弁護士の先生の日程的なものもありますし、今日の中で話が出たというのは、いわゆる朝の奥村先生の、要するに尋問の証言において、要するに、修正箇所が示されていなかったというようなことなんで、そんなに幾つも幾つも宮下局長に聞くことではない……
- ○委員長(丹尾廣樹君) これはっきり言いますと、2月7日がもう最終だろうと思います、喚問するときに。今、例えば、午前中空いていますという…、ただ、後1時半からもう一人というような形が最後のものになるだろうなということです。

その内容も、今、ここで決めるというのは、なかなか難しいなと、こういうふうに思います。だから、この協議の内容について、まずもって精査する部分が、皆さん精査する機会という部分が、最初にあるかなとは思いますので、最終的にまとめて、喚問の機会というのは、これで決めますという部分については、再度、もう近々になるかどうか分かりませんけども、持てるとしたら、もう、例えば、その最終証人喚問の機会をこういうような形で持ちましょうというような委員会は、もう一回ぐらい持てるかなと。2月7日までに持てるかなというふうに思いますので、そうすると、2月7日を限度にしなければ、報告もなかなかまとまらないんじゃないかなと、こんなふうに思う次第であります

そういうような御理解の中、お願いできたらなと思う気持ちでおります。 奥村委員。

〇10番(奥村義則君) 奥村先生と事務局に資料請求したのが、いつまでにという話になりまして、今月いっぱいって話をしました。そうしますと、その資料をいただいて、チ

ェックをしていく時間もかかるんですよ。そうなりますと相手のほうには5日前には出さなあかんということになりますと、非常に厳しい時間割になるんです。ですから、ある意味では、もうちょっと早く資料も届けてもらうということも必要かなと思いますし、2月7日午前中、昼からは、1時半からは決まっていますので、堀田さんに関してはそんなに尋問内容も少ないのですから、その後に当てはめるとか、そんなこともできる可能性はあるんですよ。

ですから、今、対質の問題も出ましたけど、極端に言ったら、2月7日に関しては3 つやると。今日みたいに時間的スケジュールはそんなにきつくないと思いますよ。昼から2人、2つ行うと、午前中1つというようなことも可能かなというふうに思いますので、その辺も含めて、皆さんにちょっと諮っていただいたらありがたいなというふうに思います。

- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 今、例えば、2月7日の件につきまして、ある程度、この委員会で決めようという部分ができるのかどうかというのが非常に疑問のあるところなんです。まとまるかなというのが疑問のあるところなんで。
- ○14番(木村愛子君) ほかの委員さんに聞いていただけばいいと思いますし、そこまでそういうふうな、今、間口を広げたような委員長としてのまとめでいらっしゃるんでしたら、先ほども福原議員の証言のときに申しましたように、これまで市長は、丁寧な説明に職員が動くことを自分も自らそういう職員に依頼をしていると、業務としてしろというふうに依頼をしていると発言しておられる、証言としてしてられますけど、それ以上のことを事務局管理課長の品川さんは、8月15日に池田町で、福井のところのテープの反訳はありませんので分かりませんけども、池田町では、今回、案件が上がっていることやろうと思うんです。全部判読できませんから、反訳だけを読みますと、今回、御承認といいますか、いただきまして、建設に向けていきたいというのが本当に正直なところでございますと、はっきりと誘導をかけているんです。ということは、議案で出している理事者が、議案案件に賛成してくれということを池田町の議員さんの説明の場で、職員が言っているんですよ。これってすごい問題、重大なことだと思うんです。だから品川課長にも、これは確認しないといけないなと思います。こういうこともあります。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 最終的に、今、ここでお諮りするということで言っているわけ じゃないんです。

こういうような内容で、ここの日にちに、こういった、例えば質問項目をもって、これで決めますというような決め方は、ここでもできるとは思うんですけども、ただそれだけの精査事項が残っているときに、そこまでやって無理がないかなというのが、私は考えるところであります。

確かに、今、出していただいた方というのは、非常に証人としては適当かなとは思いますけれども、そこらのところの時間スケジュールという部分も迫っている中、そういうような精査をやって、非常に効率的な委員会にしたいという思いもございますので、そこのところは名前を出していただいた部分につきましては、尊重させていただきたい

と思いますし、そういう中で、また今後の在り方というか、そういった部分を議論していきたいなと、こんなふうに思うところでございます。

今日はちょっとそこまでは、どうも今の委員さんの間では、そこまでの決議がちょっと無理かなとは思いますので、この辺で協議事項については終わろうかなと思います。 これ以外で、何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(丹尾廣樹君) ほかにないようですので終結いたします。

以上で、第11回100条調査特別委員会を閉会します。本日はありがとうございました。 閉会 午後3時11分